

第九十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和五十七年八月三日(火曜日)
午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 石田幸四郎君

理事 上村千一郎君

後藤田正晴君

田名部匡省君

竹中 修一君

栗山 明君

山本 幸一君

坂井 弘一君

安藤 巖君

出席國務大臣

自治 大臣 世耕 政隆君

出席政府委員

法務大臣官房審判官 龜山 継夫君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 事務部長事務取扱 勝臣君

委員外の出席者

参議院議員 金丸 三郎君

参議院議員 松浦 功君

参議院議員 降矢 敬義君

参議院法制局長 浅野 一郎君

特別委員会第二調査室長 秋山陽一郎君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○久野委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中井治君。

○中井委員 二年前に行われました参議院の全国区の投票結果であります。私は選挙区へ帰りましていろいろな会合で話をするわけであります。が、三重県で、一番投票の多かったのはだれだ、こう言う、大体市川房枝さんということ、これは皆当たるわけでありまして。二番目に多かったのはだれだ、こう言いますと、みんないろいろ名前を挙げるわけでありまして、全部違っておりまして。二番目に多く票をとったのは無効票でございます。大体各県ともそういう形になってい

るんじゃないか。そういった意味も含めて、この参議院の全国区の制度は大変やりにくい、あるいはわかりにくい制度だ、これを直していかなければならぬ、ということは各党、各会派、あるいは国民の各階層みんな一致をしておる、私はこのように思っています。したがって、国会そのものが参議院の全国区の改正問題に取り組んでいく、こういうことは非常にいいことであろう、このように思います。

しかし、何といいたしても、いま国会があるいは政党が選挙法に関し真つ先に取り組まなければならぬのは衆参の定数不均衡の是正問題であらう、私はこのように思っています。まして、毎年毎年人口のあるいは定数の不均衡というものが拡大をされておる。しかも裁判所等の判例等も出ておる。そういった中で参議院の全国区制度だけをやって、定数は正に手をつけない、これはだれがどう見ても非難を免れないものである、私はこのように思います。定数不均衡は正につきましては各党間で話し合われ、五十二年には自民党さんも独

自の案を出される、社会党、公明党、民社党等も共同で案を出すというところまで実は行っておったわけでありまして。それが今回なおざりにされ、あるいは緊急性の一番高いこの定数は正問題がはたっておかれ、参議院の全国区の改正法案だけ出されてきた。ここに私は大きな不信を抱くわけでございます。この点について発議者はどのようにお考えになっておられるか、お答えをいただきます。

○金丸参議院議員 お答え申し上げます。
参議院の地方区の定数は正につきましては本会議でも御質問がございまして、お答え申し上げましたとおり、私どもも実は緊急を要する問題である、かように考えております。そのためにいろいろと研究をいたしてまいりてきておりますけれども、まだ最終的な結論が得られませんでした。

一方、参議院の全国区につきましては、繰り返してこれもお答えを申し上げておりますように、ここ十年來改正の意見が強くございまして、できま

すならば明年の選挙に間に合いますようにと思っております。数年前に結論を出し、昨年の五月でございましたか、国会にこの比例代表制案を提案をいたしましたようなわけでございまして、地方区の定数は正の問題をなおざりにいたしておるような気持ちはさらさらないわけでございます。できましては全国区の改正案と地方区の定数の是正案を同時に一つの法律案に盛り込んでやればよかったと存じます。私どももそれが理想であると思っております。私どもも、地方区の問題につきましては最終的な案が得られませんでしたので、今回は全国区の改正を急ぐというふうな考えをしまして、全国区の改正の方の案を提出いたしました。こういうような事情でございまして、その点はどうぞ御理解を賜りたいと思っております。

○中井委員 それではその参議院あるいは衆議院の定数不均衡は正について、発議者の皆さん方は今後どのような形でこれを是正を図っていくとお考えになっていらっしゃるのか、お答えをいただきます。

○金丸参議院議員 私どもは、できただけ早く結論を得、各党におきましていろいろとお考えもおありのようございまして、できるだけ早く、一日も早く成案を得て是正案を国会に出すように、議員立法になりますか政府提案になりますかそれはわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

はわかりませんが政府提案になりますかそれ

やるけれども、現実には話し合いがなされず、強引な形で運ばれておる。このところのやり方が、少し私には納得がいけないものがある、このように考えるわけですが、いかがですか。

○金丸参議院議員 全国区制につきましても、各党間の話し合いを済ませて提案をいたすのが一番望ましいとは思ったわけでございまして、各党にもいろいろとお考えの違ひがございまして、私もその一つとして、各党の御意見もよく見当がつきました。また、実は五十五年の参議院の選挙に間に合うようにしたらどうかというように意見も党内でもあったわけでございまして、しかし、五十五年には間に合いませんでしたので、明年の選挙には少なくとも間に合うようにやります。これは少なくとも党内の意見もございまして、いまして、提案に踏み切ったような次第でございまして、何らかに他意はないわけでごいしますが、全国区の改正についてはいろいろな方面からいろいろ意見が出ておりましたので、どのような意見があるかということとは私どももある程度推測ができたわけでございまして。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕
したがって、五十八年をリミットと考えましたので、国会において十分に御審議をいたしましたら、こう思つて提案をいたしたような次第でございまして、どうぞこの点も御了承を賜りたいと存じます。

○中井委員 実は私自身はこの公職選挙法の特別委員会に去年の一月から委員となつたわけでありまして、わが党の高橋高望君が急逝をされましたので、跡を継いでやつたわけでありまして、その間もう一つ前の委員でありました小沢自孝さんあるいは元氣なころの高橋高望君といふような話し合いの経過というものを聞いて委員に実になつたわけでございます。

ところが、去年九十四国会で公職選挙法の一部を改正する法律案、これが提案をされた。この提案の中身を見ますと、その話し合いの経過が一部で一致したところもあるけれども、実はほとんど

大半は違つた部分の多い法律案であつたわけでございまして。各党間でこういうルールづくりを話し合う話し合いと言ひながらも、去年のように話し合いを基礎に自民党に都合のいい、あるいはまた、去年の法案もそうでありまして、今回の法案でもそうであります。大変失礼であります。社会党さんや実心でそれではないのだ、このようにお考えになつておられるのだから、このように提案をされてくる。私は公職選挙法の改正のやり方というものに、皆さん方のやり方あるいは自民党のやり方に非常に不信の念を抱かざるを得ない、このように思ふわけであります。

したがって、この問題を含めて、公職選挙法の改正という非常に大事な問題について、それは小さなことまで各党が一致するというのはなかなかむずかしいと思ひますが、基本的なものはとにかく各党間の一致でやつていくのだ、こういうルールというものは本当に必要だと考えるわけでありまして、そういう点について再度お考えをお聞かせ願ひます。

○金丸参議院議員 選挙法は、御指摘のように共通の土俵づくりでございまして、各党間で事前話し合い、できるだけ合意の得られたもので法律案として成文化し、御審議をいただくのが望ましいことは私も重々承知いたしております。いたしておりますが、先ほど来申し上げておりますように、全国区の改正につきましては各党意見が一致してありますもの、改正の方法につきましてはいろいろと意見があり、それににつきまして事前に完全に了解がいたされるような様子でもございませんでしたので、自民党案として作成し、国会において十分に御審議をさせていただいたら、かように思つたような次第でございまして。

○中井委員 まともな議論でないことに、いろいろとくさんあるわけなんです。まともなことをやらうといふことが一番最初であつたわけでありまして、それから、それから全国区あるいは政治資金の規正法だ、こういう形で大体各党が一致を

しているわけでありまして。そういうことを無視して、大政党だけがまあ裏から見れば有利な点が多いからという形で、理屈をいろいろ並べながらばつと先におやりになる。それで私も含めて少数政党がこのルールづくりの話し合いに謙虚にあるいは胸を開いて入っていくというわけにいかない、私はこのように思ひます。そういう態度について十分お考えをいただきますよう強く要請を申し上げます。

また、もう一つお尋ねをいたしますが、内閣総理大臣の諮問機関として選挙制度審議会というのがある。これのいわゆる存在価値、こういうものをどういうふうな議論者はお考えになつていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○金丸参議院議員 政府が選挙制度上の重要な問題につきましても諮問する機関でございまして。政府が提案をいたします考えがございまして、審議会をお設けになつて、そこに諮問案をお出しになり答申を得てお出しになる、これが筋合ひであると思ひます。六次、七次まではそうでございまして、その後、絶えてございませぬし、かたがた全国区の改正の問題につきましても、各方面一致した要請の意見が強いと存じましたので、政府の方でそのような審議会をおつくりになれば、私どもはそれを待つて提案するなり改正を要請するの筋であるかと思ひましたけれども、それがございませんでしたので、私どもとしては案をまとめて御提案を申し上げた、こういうふうないきさつでございまして。

○中井委員 自治省にお尋ねをいたします。現在、選挙制度審議会というのとはどのような状態に置かれておるのですか。

○大林政府委員 現在、選挙制度審議会の委員は任命されないうまま今日に至つております。(中井委員「何年ぐらい」と呼ぶ) 四十七年の末まで活動しておりましたが、四十八年の初めから任命されております。

○中井委員 これもおかしなことで、もう十年間も任命されないうまま置いておかれる。そして片一方では党利党略とも言えるような選挙制度の改革がどんどん行われる。非常に残念な気持ちがい

きょうは大田等にお越しをいただいておりますので、また次の機会に議論をいたすと思ひますが、とにかく全国区の改正問題以外の急がなければならぬ衆参の定数不均衡の是正あるいは政治資金規正法の改正、こういうものについて各党間の話し合いと同時に、自民党側もひとつ選挙制度審議会というものを早急に再開をされる。そして政府みずからがこういうものに対して諮問をしていくあるいは成案を得ていく、こういう御努力をとつていただくように要請をしたいと思います。

○大林政府委員 選挙制度の改正のたびごとに、御質問のように選挙制度審議会の再開についての御議論があるわけでございまして。私もその一つとして、昭和三十六年から約十一年間にわたつて七次の選挙制度審議会という御議論を賜つてきた歴史がございまして。物が物でございまして、やはり個々の問題については各委員、特に特別委員の皆様方の御意見が事ごとくに鋭く対立をいたしました。したがって、七次にわたります審議の間におきまして、答申が出たものもございまして、あるいは答申の出ないまま報告に終わったものもございまして。答申が出たものにつきましても大変な議論の末とまつたという経過がございまして、いざ立法化した段階におきましてもなかなか御議論が絶えませぬ。

結局は、こういった問題は第三者機関でいろいろ議論するのにもまた意味のあることではありますけれども、最終的には各党の御議論によらなければ実現するものが実現しない、こういう感触を私は強く持つております。今後選挙制度審議会を設けなければならぬという時期がまいりますれば、その時期において私ども判断をしまひたい、こう考えております。

○中井委員 それでは、また次の機会にいまの点は議論したいと思ひます。

○中井委員 それでは、また次の機会にいまの点は議論したいと思ひます。

も、なかなか選挙に当たりまして候補者の選択というようになるとしてもむずかしい。やはり地方区は存置して、また全国区も現在ごいます制度でございまして、やはりこれも存置するということも前提にいたしましてその弊害を是正するという、いわば漸進的かも知れませんが、せうも、このような行き方の方が妥当ではなからうか、こういうふうな考え次第でございまして。

○中井委員 いろいろとお答えをいただきました。お言葉を一々返して大変恐縮であります。たとえば府県単位で選ぶという地方区は非常に合理性がある、なじみが深い、こういうお答えでありましたけれども、その一番合理性があるとお考えになっていらっしゃる地方区の定数は正をちつともやらずに、この制度が合理的だ、府県で選ぶのは合理的だと言いつつ、だんだん不合理に実質はなつてきておるのが現実であります。そんなに合理的だとおっしゃるなら、地方区の定数は正をどんどん人口の変化に応じておやりになるのが私は正しい姿だ、このように思いますが。政治が揺れ動く、こうおっしゃいましたけれども、どういふ計算になるのかわかりませんが、それは多分自民党がしつこく負けるということであろうと思う。負けたっていいじゃないですか。自民党の皆さんが嫌なだけで、国民の御選択である、私はこのように反論を申し上げます。また、お金がかかる、選挙運動がつかない、こうおっしゃるけれども、地方区の方だつて、参議院のこの間のこの委員会でも議論がございました。大変なお金がかかっていらっしゃる。たとえば三重県というならば、衆議院の場合には九人の国会議員を選ぶところを一人で、候補者自身も大変な肉体力労働でありますし、やはり大変お金がかかっていらっしゃる。どうも私は思います。また東京や神奈川県というようになるとは八十万、百万という地方区の票をお取りになる方もいらっしゃる。全国区と同じだけの票数の選挙に現実にはなっているわけでありまして、したがって、本当にお金がかかるのがだめなんだから、候補者自身が大変肉体的

につらいから、あるいはまた選挙民にとつても大変な負担にいくからというのであるならば、私はそれは参議院の地方区も一緒である、このように思うのであります。そういつたような意味で、もう一度重ねて、どうして思いつて全部を拘束名簿式比例代表制度にするということをおとりにならなかったのか、あるいは検討されなかったのかもしれないが、そういったことも含めて御答弁をいただきます。

○金丸参議院議員 定数は正の問題の必要性、緊急性は、先ほど申し上げたとおりでございまして。私どもでもできるだけ早くやらなければならぬ、かように考えております。一応定数は正の問題と地方区、全国区をひくくするめまして参議院の現在の選挙制度をどうするかは、別個の問題として考えておるわけでございまして。地方区につきましても、何と申ししましても私どもは国民に根づいた制度でございまして、やはりこれは存置すること、が適当であろう。だから、党内におきましても、地方区を廃止して全国区一本にするという意見は、全然いままで出たことはなかったように私は記憶をいたしてあります。両方あわせてやはり私どもは考えていくのが適当であろう、こういう考え方でございまして。

○中井委員 それでは次の議論に移ります。

参議院におきまして、わが党の委員は、大半の審議時間を憲法問題に費やしました。大変熱心に憲法論争をやったわけでありますが、どうもすれ違ひに終わった感じがございまして。私どもは別にこの拘束名簿式比例代表制度を合憲性が強いなどということを言うつもりはございませんが、衆議院段階でいつまでも憲法論争というわけにもいきませんので、憲法論争を置いて、そして百歩譲つてこの制度が皆さん方や社会党さんやあるいは共産党さんのおっしゃるよう都合のいいものではない点あるいは矛盾が多いじゃないか、こういう点について質問をさせていただきたい、このように思っています。本会議でもお尋ねをしたわけ

あります。具体的なお答えをいただけません。

まず、政党的要件というものが三つございまして。このうち、所属国会議員五名あるいは十名の候補者、これに關しては政治資金規正法にある政党というものによつて要件として出したんだ、こういうこととございまして。この四割を直近の選挙で取つた政党については政党と認める、この要件については、どういふ合理的な、あるいは法的な根拠がございましてお出しになったのか、お尋ねをいたします。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘をいただきましたように、所属議員五名、候補者十名、これは政治資金規正法あるいは公職選挙法の中の確認団体、法体系との関連をつけるという意味で、政党らしい政党という認定で一号、三号を定めまして、それだけでいいのかどうか検討いたしましたときに、やはり所属議員がそれだけでなく、あるいは候補者がそれだけでなく、直近の選挙において一定の得票数を取っているものについて一つの要件を定めて政党らしい政党と認める方がいいんではないかという意見が出てまいりました。

そこで問題は四割という数字でございまして、これは正確な意味での算定の根拠があるわけではございません。しかし、一号、三号とのバランスをとりにながら考えた、こういうふうにお考えをいただいて結構かと思うのでございまして。さらにのみ砕いて言いますと、四割という数字は、現在の全国区制度、今後の比例代表、これについて考えますならば、大体これまでの経緯から、有効投票五千万をちょっと超えるところでございまして。四割ということは、大体二百万を超えるわけではございませんから、一回の五十名の定員の選挙において二名は確保できるだけの得票だというふうに数字的には考えるわけでございまして。それが裏表になりますので四名、まあ五名に近い数字というところを考えたのでございまして、ちょっと下でもよ

からうということと四割という数字を使った、この御理解をいただけたら結構かと思ひます。

○中井委員 これまた本会議でもお尋ねをしたわけでありまして、いまの御答弁を聞いて、政党の要件というのはこじつけの計算みたいな気もするわけでありまして、政党に信頼を置いて、個人名のかわりに政党というものを置きをいたしたく、こういう選挙に変えようということであり、したがって、根本に国民の政党に対する信頼あるいは政党自身のその信頼にたえる日常の活動、こういったものも必要であらうか、このように思ひます。特に日本人全体がなかなか政党というものに入っていない、政党に入っている人は少ない、あるいは普段の衆議院あるいは参議院の選挙あるいは地方議員の選挙等もなかなか国民は政党で選ばない。そういう形でも無理やり持つていかれる、そうすると、やはりその政党の基準というものであるいは政党の要件というものをひとつと煮詰めて、あるいは議論をして、そして将来ともこういう形が日本の政党なんだ、こういう基礎的なものを確立しているものが政党として認められていくんだということをしっかりとしていくべきだ、大変大事な問題だ、このように私は思ひます。したがって、当然本来政党法というものを考えたい、おつくりになつた上で議論をされるべき法案であると私は思ひます。ただ参議院の全国区のことだけに適用することだからという形で政党法というものをおつくりにならなかつたのか、あるいは、日本の国において政党法というのは憲法上の問題やいろいろなことがあつてつくることがむずかしいからおつくりにならずにこういう形でお出しになったのか。どういふ御選択の中でのこの政党の要件というものが政党法抜きで出てきたのか、そこを御説明願ひたいと思ひます。

○松浦参議院議員 これまでの過程で金丸先生からもお答えを申し上げておりますように、現在の日本で政党法をつくるというふうなことになるま

すと、政党に対する公権力の介入という問題あるいは一体何に力点を置いて政党法というものを定めるのかといった問題がまだ十分煮詰まっておきませんし、非常に重要な問題でございまして、もう少しばく検討する必要があるのではなからうかというところで政党法というものはあきらめま

た。そこで、具体的には拘束比例代表をとる以上はやはり名簿提出要件というものが必要でござい

ますので、それは国民の意思を媒介する役目を果たす政党でございまして、政党らしい政党というものにすべきじゃなからうか。この政党らしい政党というものを、現行法制の中から政治資金規正法、さらには公選法の中の確認団体の規定、こ

ういうものとの関連をつけて、それを公選法の中に規定するという形をとったというふうに御理解をいただければ幸甚でござい

ます。○中井委員 この法案全体を見ますと、先ほど私が申し上げましたように政党選挙をやるんだ、こ

ういうことをお願いすることであるし、皆さん方も、議会制民主主義の日本の国家においては政

党というもので政治をやっている、国民に政党で選んでいただい

たところで、もう十分、憲法違反にもならぬんだ、こ

ういう自信を持ってお出しな

って。○松浦参議院議員 お尋ねのとおり憲法違反の問題はないと思

いますし、また、日本の政治とい

うものが現実的に政党を中心

に回転している。そう

すると、どの政党を選ん

でいただくかというこ

を国民の一人一人の方に

お選んでいただく、これが政治の基本

になるのではなからうかという考

え方、言いかえ

ますならば先生のおっしゃったとおりだ

うとお

答え申上げていいかと思

います。○中井委員 そうし

ますと、まず最初に、供託金

の制度がござい

ます。二倍に上げて四百万円。今

回は政党の要件というの

がございまして、一番

安いくちと思

つても、参議院地区に九人

を立てて全国区が一名とい

う形で二千二百万

円です。そのよう

な形で高い供託金

にした、ある

いは、また、お

っしゃる政党とい

うものを信頼し

ておるのだ、そ

してその信頼を

しておる政党に

しても、その上

また供託金を取

る、こういう発

想はどこから出

てくるわけ

です。○松浦参議院議員 本

法案で供託金を倍に上げて

おりますのは、こ

ういう新しい制

度をとるから倍

に上げたのでは

ございせん。た

またその時期

に

来ておりました

のでござい

せん。いかにこ

れが結びついて

しまし

ようにお

ういた

だ、こ

れまでの例

を

見ますと

大体五年

に一回ぐ

ら

の

間隔で倍

づつに

引き上げ

てきてお

るので

ござい

ます。す

で七年

上

げること

はやむを

得なから

うとい

うこと

で四

百

万円に

いたし

たわけ

でござ

います

。しか

し、こ

れ

もあ

えて私

どもこ

れがベ

ストで

ある

と考

えて

いる

わけ

で

ござ

い

せん

ので

、十

分御

審議

を

いた

だ

き

たい

、こ

う思

つて

お

り

ま

す

。○

中井

委員

私

が

申

上

げ

て

お

り

ま

す

の

は、

高

い

、一

つ

は、

信

頼

を

し

て、

制

限

を

つ

け

て

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

信

頼

を

し

て、

制

限

を

つ

け

て

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

も

う

一

つ

は、

無

制

限

じ

や

な

い

わ

け

で

政

党

と

い

う

おります。そうすると、各選挙区で、大変失礼だけれども、泡沫候補という方もお出になる。その人に対しては、NHK等の政見放送の時間制限をするのか、こういうことになってくると思う。新聞社の方だって、候補者に対しては同じペースで公約等を聞いてやはお載せするようにしておる。内心ではいろいろなことを思っている。内情ではいろいろのことを思っている。つしやると思いが、そういうことで現実についてきていくわけです。候補者となった政党というものは平等に扱われるべきではないかと私は思うのですが、再度お答えをいただきます。

○松浦参議院議員 衆議院議員の選挙の場合における中井先生と泡沫候補、この取り扱いは全く平等でございます。これは候補者一人と一人でございます。名簿提出政党も一人と一人の場合は同じでございます。一人と十人になりますと、やはりこちらの政党は、こういう人が一人名簿に載っています。一人と十人という人を、こちらの政党には、一人と違つて十人という人が載っているのです。と言うチャンスを与えなければならなりません。したがって、一人対十人分、こういう感覚で物を律していくのがいいんじゃないか。しかしあくまで五十名までの比例ということになりまして極端になりますので、半数の二十五名以上についてはもう差をつけないということで割り切つておるのも先生の御主張の一部がその中に入っているというふうに御理解をいただけるかと思ひます。

○中井委員 自身なかなかいまの御答弁納得できないものがあるわけでありまして。そうすると、政党選挙だ、こう言うけれども、個人選挙というものを十分させてあるんだ、こういうふうに理解しなければいけないのですか。

○松浦参議院議員 選挙は政党に投票していただきますけれども、その政党の提出した名簿の中にどういふ人が載っているかということも、これは国民の選択の一つの基準にならうと思ひます。そういう意味ではどういふ候補者が名簿に載せられているかということを各政党がそれぞれ国民に向

かつて宣伝をする、周知をするという機会が必要だ、こういう理解からでございます。

○中井委員 それではもう一つ、同じ形で御質問を申し上げます。

そうすると、政党の要件というものを満たして、そして名簿を出して選挙をやつた政党、しかもその中から当選者を出した政党が供託金を没収されるというのはいかか。たとえば衆議院でも参議院の地方区でも、供託金というのは大体その有効投票の何分の一かをとればと非常に緩やかな形になっているわけでありまして。ところが、皆さん方の制度では、当選者掛ける倍、そこまでは供託金を没収されない、それ以上は没収される、これもまたおかしい話でございます。政党の要件をかなえて、そしてしかも当選者を出した、そういう政党から供託金を没収するという発想はどこからくるわけですか。

○松浦参議院議員 供託金制度につきましては、先生から御指摘をいただいたとおりでございます。新しい制度のもとにおいて供託金制度を存続する以上、没収という制度が全くなくなつてしまふものかと思ひます。そういうことでこの点については長時間かけていろいろ検討いたしましたわけでございますが、どんな政党でも法律上は五十名まで名簿に載せられるわけでございます。そうなりますと、公営の費用も非常にかかるし、一人、二人しか当選させる能力のないところが五十名出さうというふうな形になりました。非常に国民にわかりにくくなるという心配もございまして。そういうことで、供託金の没収点というものをそういう角度を入れながら眺めたらどうかということになりました。

結論的には、当選者の二倍を超える以上の者はこれは没収だということにしたわけでございます。私どもは、この二倍が理論的な根拠がある、絶対であるとは申しません。あるいは二・五倍がいいのか三倍がよかったのか、その辺は私どももわかりませんけれども、まあ倍という通常に使われる観念を取り入れたということでございます。

先般もお話を申し上げましたように、逆に没収される者が多く出て困るんじゃないかというお話がございました。これは各党における一つの選挙の戦略、戦術の問題であらうということを申し上げたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、供託金制度を存続する以上、没収点を決めておく。当選者が出れば没収はしないというふうな決め方も確かにあるかもしれません。しかし、そうなりますと、先ほど申し上げましたように一人しか当選者が出ないようなところが五十名名簿いっぱい載せてくる、こういうことになりまして選挙制度としては混乱するし、いがかかというところで、二倍に踏み切つたというふうに御理解を賜りたいと思ひます。

○中井委員 皆さん方のこの法案の制度でいけば、たとえば私どもの党で二十五人なら二十五人立てる、五人当選をした、十人までは供託金没収を免れる、こういうことであります。そうしますと、六年間有効になるわけでありまして、六年の間に死んだり辞退をしたりして六番目から十番目までがずつと消えてしまつた、そしてだれか現職が死んだら十一番目の人が当選になる。だけれども、この人は供託金を没収されておるのじゃないですか。供託金を没収された人が当選になるのです。そんなに死なぬとおっしゃるかもしれませんが、私のところはもう二年間で二人死にましたし、何があるかわからないわけでありまして。そういったことを考えると、非常におかしな制度だ。だから、たとえば政党の要件である四割を取つた政党については供託金没収がないとか、そういう形の考えでなければこの法律としてはおかしい、一つも合理性というものが無い、私はこのように思ふのですが、いかがですか。

○松浦参議院議員 先ほど来お答え申し上げておりますように、供託金制度の中には公営費用の一部を分担していただくという思想もあるわけでございます。その点は御理解いただきたいと思います。ただいま、二十五名出されて五名当選された。それは十五人分没収されております。五名亡くなつて五名が上がられてさらに五名の中の一人名が亡くなつたと、十一番目の人が上がる。この供託金という考え方は個人についての考え方じゃございせん。したがって、その人が供託金を没収された人という考え方はおとりをいただかないようにお願いをしなればいけないのじゃないか、こう思つております。

○中井委員 それではいよいよわからなくなるのです。先ほどは名簿の中に泡沫候補者あるいは売名行為者を出さないためにそういう形で供託金を取るのだ、政党から取るのだ、こういうことであります。そうすると、何か個人というものの制限のために供託金をやる。当選者の倍で供託金を没収する。しかしそれは個人じゃないのだ、党だ、こうなるわけですか。そうすると、当選者を出して政党と認められた政党が供託金を没収される。非常におかしな、幾ら考えても僕はわからない。ひとつ、時間がありますから、発議者の皆さんはもう少しお考えをいただく、私どももいろいろな形でこの問題を提言をしていきたいと思ひますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 この供託金はあくまで政党が供託をするものでございまして。名簿に何人載せるか、順番をどうつけるかも政党がお決めのいたしたわけでございまして。したがって、供託金の没収という問題も当然政党主体になつてくる。ただ、政党が何人載せるかという問題、泡沫登載者というふうなものを載せるか載せないかということはこの制度によつて若干規制が及んでくるだろう、こういう考え方で、あくまで政党が主体であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから後段の御質問は、この供託金の額の問題あるいは没収のやり方の方の問題、こういった問題について私どもの考え方がベストではかに方法がないとは決して申し上げておりません。十分慎重に御審議をいただきたい、こういうふうに思つております。

○中井委員 それでは、いまの後段の答弁を了と

しまして、次に移らせていただきます。

次に、選挙運動というものがござります。名簿登載者は自分の、参議院全国の選挙運動はできない、こういうことであります。そうしますと、政党がいろいろな形で選挙をやるわけであり、選挙期間中あるいは事前運動期間とみなされる期間中、政党というものはどういふ選挙運動をしても構わないのか、やれるのか、こういったことについて何一つ触れられておりません。いままでどおりだ、こういうお答えのようであります。が、そのところの御確認を願います。

○松浦参議院議員 政党本位の選挙でござりますから、政党が中心になって選挙運動を展開する、これは先生御指摘のとおりでござります。政党の選挙運動とは何かと言え、この制度のもとにおいては、先生の場合でございしたら、民社党とお書きください、これが選挙運動の主体であろうかと思っております。選挙運動だと思ふのでござります。そういう意味で、そういうふうにお願ひするに際して、現行法制上戸別訪問はいけませんと書いてあります。だから戸別訪問をして民社党に投票してくださいと言ふのはいけないということになります。文書図面でもそれぞれの規定がござります。それに許された範囲の中において政党がわが党に投票してくれということを展開していく、こういう形の選挙運動になろうかと考えております。

○中井委員 その選挙期間中の政党の日常活動というものはどういふようになるのですか。

○松浦参議院議員 選挙期間中の政党の活動は全く自由でござります。選挙運動にわたらない限りは全く自由でござります。選挙期間中は、原則として自由でござりますが、一定の行動については確認団体以外ではできないということになっておりまして、その部分については確認団体に許された範囲で政治活動をお願いする、こういうことになろうかと思ひます。

○中井委員 私は、ここにもこの法案のおかしさ

があると思ふのであります。いままで衆議院や参議院の選挙では、政党をこういう形で要件として認めるものがなかったわけでありまして、個人の選挙運動をやる。それ以外に、確認団体というものを設けて、確認団体が一つの政党的な運動というものができる。たとえば政連会というものを設けて、中井治にとは言えないけれども、民社党の政策をやっている、こういうことであります。ところが今度、政党の選挙をやるんだ、こう言いながら、もう一方で確認団体というのと同じく残しておる。そして、この確認団体がたとえば衆議院だけ、参議院の地方区だけという形で認められるなら、これで筋が通ると私は思ふのであります。参議院の政党選挙をやる名簿登載の選挙に關してまで確認団体も有効になつてくる。そうすると、政党の日常活動、政党の選挙運動、確認団体の選挙運動、個人の運動と非常に複雑な形が出てくるのではないかと思ふのであります。したがって、確認団体と政党の日常活動あるいは政党の選挙運動といったものをどういふふうに分けてお考えになつていらっしゃるのか、明確に回答願ひします。

○松浦参議院議員 衆議院の問題はさておきまして、参議院の選挙は必ず比例代表選挙と選挙区選挙と同時に行われます。したがって、選挙区選挙の方にだけ確認団体制度を残して、比例代表の方ではそれをなくすということは実際の運用上不可能だ、渾然一体となつてしまつておる。そういう意味で確認団体制度を残すということでないかと、かえつてわかりにくくなるだろうという観点からこれを残すことにいたしましたわけでございます。

○中井委員 私は逆だと思ふのです。地方区において確認団体というものを残しになつていく、そして比例代表制の選挙に關しては政党選挙をやる、こういう形を明確になされるのが皆さん方の発想からいけば当然のことではないか、このように思ふわけでありまして。

たとえば、私も、選挙期間中であらうと日

常の政党活動の自由は保障されるべきだ、また発議者も当然そうお考えになつていらっしゃると思ふ。そうすると、私も毎日、毎日議員になつてくれ、あるいは党の機関紙を読んでくれ、こういう運動を続けておられるわけでありまして。選挙期間中もこれはやると思ひます。これは皆さん方はいままは、それはもう日常活動ですから当然自由ですとおっしゃるかもしれない。しかし現実に取り締まり当局、選挙当局はこれを絶対許さないと私は思ふのであります。あるいはまた、現行法の中では、減税を要求する民社党なんというステッカーを張つてござります。これからは張り続けるわけでありまして。こういう運動というのは日常活動で許されておられるわけでありまして。ところが、選挙期間中も政党の日常活動は許されるという形でこれをやりまします、実際は、皆さん方はそれは常識の範囲を超えなければ大丈夫だとおっしゃるけれども、選挙はやめなさい、外しなさいという通知を出す、警察も外しなさいと言つてくる、必ずそういうふうな言つてくるわけでありまして。このところを明確にしたいだかない、なかなかこの新しい形での選挙に私も飛び込むわけにはいかない、このように考えますが、その点のいかがでござりますか。明確な区分をお聞かせ願ひいたします。

○松浦参議院議員 私ども取り締まり機関ではございませんで、できました法律をどう解釈をしてどう運用するか、それぞれの機関がお決めにすることだと思ひますけれども、われわれの考え方は、先般の御質問にもございしましたように、常識的にいいますとやっております、たとえば減税を実行する民社党というポスターをおつくりになられて、それを三カ月も四カ月も前から民社党の掲示板にずっと張つてある。それを選挙期間中になつてはぎなさいと言われる、こういうような事例はあつたかもしれないけれども、法律的にそれがどこの条文にひつかかるかというところは、私もはないと思つております。

ただ、百四十六条、七条といったものの関連か

ら、故意に、たとえば告示の三日前にそういうものを大々的に何万枚と張り出すというようなことになれば、これは脱法行為として摘発を受けるというふうなことはあり得るかもしれません。しかしそうでない場合には、一般の場合には法律に違反するということではないようでございます。

ただ具体的には選挙管理委員会等がクリアにする、きれいにするという意味からでしょうか、何とか取つていただけないでしようかというお願いをしておる事例は全国にいままで幾つかあるように聞いております。その点については、自治省の方にお尋ねをいただければ具体的なことがある程度わかるのではないかとと思ひます。

○中井委員 具体的な事例についてこれはどうだ、あれはどうだというの、また岡田議員があらしたにでも質問をさせていただくと思ふのですが、私も、この場で発議者のお考えなりあるいは各党のお考えを明確にしたいだかないけれども、つくつた後は自治省や何やらとにかく法律をどう解釈するんだということによつて決まる、これではどういふ納得はできないわけでありまして。現実には国会におけるいろいろな解釈と選挙あるいは警察、取り締まり当局の考えというのは非常に違つておられる。いま松浦先生はときどきとおっしゃつたけれども、ときどきじゃない、ベリオーフン、しばしばなのであります。大半がそうなのでござります。そうしますと、いまのお答えから言つても、政党は選挙期間中日常活動を全部ストップしなければならぬ、こういう形が出てくると思ひます。実はこのことを非常に心配をするわけでございます。

特に参議院の選挙が行われます夏時期は、参議院選挙のない年で参議院はいろいろな活動をするときである、それが全部選挙違反だといふ形になつてくるおそれが多分にあるわけでございます。したがつて、このところを明確にしたいだかない限り、私もはなかなかなこの法案を審議終了とするわけにはいかないと実は考えております。したがつて、そういうことについて発議者

にこの審議以外にも十分話し合う御用意が
りかどうか。あるいはまた委員長にもひとつ御
請を申し上げますが、この問題について審議と
時に各党間でこれはどうだあれはどうだとい
うことを十分一方でしていただく、こういった
ことについてお考えをいただきたい。このこと
を御要請申し上げます。

○久野委員長 ただいまの中井君の御提案につ
きましては、慎重に委員会の審議が行われた後、理
事会において協議をいたしたいと思っております。

○中井委員 行われた後といいますが、もう当局
の解釈の方が先に立ってしまっていて、それはだ
めです、これはだめですと言われて、ここで何のた
めに審議をするかわからない、私もそのように考
えております。したがって、重ねて御要請を申
上げますが、この審議の最中にそういったこと
を十分煮詰めていただきたい。発議者の方々もな
かなかおわかりにならない、私はこのように考
えるわけであります。重ねて御要請を申し上げて
おきます。

○久野委員長 中井君のただいまの御提案につ
きましては、理事会において協議をいたしたいと存
じます。

○松浦参議院議員 一言でおわかりいただけよう
うにはつきりお答えを申し上げておきたいと思
いますが、ただいまのポスター等の問題につきま
しては、脱法の特例の意図がない限り法律違反に
ならないというふうに私も考えて立案をいたし
ております。

○中井委員 それは水かけ論に終わるわけであ
ります。私も脱法じゃないと言いつつ、選挙や警
察は脱法だ、こう言うたらしめたいものでありま
す。現実にはそれによって取り調べられたりやれ
たりしたら、後から脱法じゃないと言ったところ
でしょうがないことでもあります。したがって、十
分、そういった逃げの答弁じゃないに——具体的
なことでもあります。これは政党の活動にとって大
変大事なことです。本当に松浦先生紳士でいら
っしゃるから紳士的にお答えをいただければ

も、それではどういふ私どもは承知できないと考
えております。したがって十分話し合いをする、
各党間での合意というものをやってみよう、こう
いうお答えをいただきたい、このように思います。
○松浦参議院議員 現在の選挙法も全くそうで
ございまして、脱法の意図があるかどうかという
ことは客観的な条件によって決まるわけで、最終
的には裁判所が決める問題だと思っております。
そういう意味で極端な事例を申し上げますな
らば、故意に投票日の三日前に一カ所に何万枚
というものをばあつと張り出すというふうなこ
とは、これは明らかにおかしい。そういう場合、
いけないのだというふうに申し上げているので、
そこは非常にラフにいたしますか、心安らかに考
えたいという問題と私は考えておるわけでござ
います。

なお、この問題についてただいまの御提案で
ございまして、十分慎重に御検討いただければ幸
せだと思います。

○中井委員 全国区の先生方は、余り大き過ぎ
て個々の選挙運動とか政党活動というのはどう
いうのか余りおわかりになっていない、いやない
のじやないかなという感じがしながら私はこの
質問をいたしております。

こればかりにこだわっておりますと時間がな
くなりますので、あしたの岡田さんの質問に譲
るといたしまして、もう一点同じような観点から
お尋ねをいたします。

この法案の中に、各政党は一つの県に一カ所
づつ事務所を設けられる、このようにされてお
ります。これはどうしてこういう形が出てきたの
か、お答えを願いたいと思っております。

○松浦参議院議員 比例代表選挙におきま
して、公営の部分のほかに当然選挙運動という
のはあり得るわけでございまして。たとえば、
法律で禁止をされておられない個々面接あるいは
電話、こういったことによりましてわが党に投票
していただく、こういうことは当然あり得ます。
さらに、本部との連絡、情報の収集、こういった

ことがどうしても必要であらうかと思っております。
で、県に一カ所政党を主体とした政党の選挙事
務所をつくることのできる、こういう考え方をと
ったわけでございまして。

○中井委員 この選挙事務所が政党はどうい
う選挙運動ができるのですか。いまおっしゃった
電話だけでは、何ができるのですか、具体的に
お知らせください。

○松浦参議院議員 自由民主党という看板を
立てるといふこともありましようし、個々面
接、電話、幕間演説あるいはそういった運動の
手を全部一つの県の中に置いてそこを中心とし
ていく。それからこの県の情報はどうだという
ことを本部から連絡がございましょう。あるいは
本部の方からこういう者を派遣してそれぞれの
てをしていくという問題もありましよう。

県単位に何か中心がなければ選挙運動は展開
できないのではなからうか、こういう考え方で
ございまして。

○中井委員 そうすると、そこでの収支報告、
選挙中の費用の報告、そういったものをどこへ
出すのか、あるいは出さなくていいのか、制限
があるのかないのか、その点について。

○松浦参議院議員 わが党の案では、政党主
体の選挙でございまして、選挙費用の制限、そ
ういったものは法律の中に書いておりません。

○中井委員 そうしますと、選挙中の政党の
使ったものは法律の中に書いておりません。こ
の間の委員会の御答弁のように日常の常識を
超えない範囲であればそれでいいんじゃないか、
こういうふうに理解していいわけですね。

○松浦参議院議員 政党の選挙運動でござ
いますし、実際の支出は政治資金規正法の中で
だけ金を使ったということが表へ出ていくとい
うだけのことであって、法定選挙費用という
ものを定めることはいかがかということでは
ありません。

○中井委員 そうしますと、大変私どもはわ
からないわけでありまして。お金がかからない
ために

る選挙であるのに、金をかけようと思つたら幾
かけても構わないという形が出てくると思う。
選挙事務所を持つ、そこへ党員と称する者を
こ入れて、懇談会だ会食会だということでも
飲み食いをする、あるいは法的に認められた
ビラを出すときに、ふだん政党はビラを張
ては労賃を出しておるからといって幾らでも
を出して、張つてもらった家に党からの
だといつて出して、ビラを何枚か刷つて、
あなた悪いけれども二十日間一日一万円で
ビラを張てくれと言つても構わない、個別に
持つていっても構わない、こういうことで全
部できると私は解釈するのですが、そういう
解釈でよろしいでしょうか。

○松浦参議院議員 選挙運動に要する費用は
ほとんどが公営でございまして、電話とか個
々面接とか幕間演説とかそういったものに
お金がかかると思いませんし、また政党が
おかけになると思いません。

ビラやポスター、そういった問題は確認
団体の方であるものについては制限がかけら
れておりますから、それ以上のことはできな
い。したがって、大きな金が湯水のように出
ていくということはない。

○中井委員 私どもは松浦先生みたいな紳
士的な方が自民党や他の政党におられたら
いう形だと思つております。しかし、現実
はもっと激しいものでございまして、この
法案でいけば必ずむちゃくちゃな金遣いの
選挙になる。それを使つても全国区のいま
までよりか安いという形である、こういう
可能性が私は出てくると思つて。

また、いまポスター張りやビラというものを
張るのは確認団体の方での制限がある、こ
ういふわけでありまして、そこにおかし
さがあるわけでありまして。一つの選挙
運動の中に政党というものがあつて、政
党の選挙をやるのだといふながら、片
一方は確認団体での規制をやるのだ、大
変おかしい法律だと言わざるを得ない
のであります。

の選挙事務所なんか一県一カ所持たして、何にも運動させない、しかし現実には幾らお金を使ってもいいのだ、こういう形では何のための選挙事務所かわからない。私も、つくらすのであるならば、そこでもう少し政党ができる選挙運動というものをきっちり明確にしていこう。そして、その範囲でやっていいんだというふうなかつこうを考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○松浦参議院議員 御承知のように、ポスターやビラは、今回の政党本位の選挙において、政党でこれを掲示することを法律で認めておりませんから、その選挙運動のためのポスターやビラのためのお金というのは出しようがないわけでございます。私が申し上げているのは、ポスターとかビラとかいっても、証書や張り紙するものもございまして、確認団体、いわゆる政治活動として行っている分には金がかかるといふことでございまして、選挙費用の問題とは切り離して考えていって差し支えないのではないかと考えております。

○中井委員 そうしますと、各党員は、動くときには確認団体として動かさなければならない。政党员としてポスターを張ったり、いわゆる三種のビラをまいたりするのはだめだ。これは確認団体でまくのですね。政党としてはやらないわけですね。政党としてやたらだめなんですね。そういうことですか。そんなばかな……

○松浦参議院議員 政党が行う選挙運動はポスターもビラもできない、こういうことでございまして、やるのは同じ政党でございます。現在の制度もそうでございます。

○中井委員 そうしますと、選挙事務所というものをもちますね。これは政党がやるわけなんです。そこへ集まる政党员というのはどういう選挙運動ができるのか。選挙事務所があつて選挙運動がないというところは僕はないと思うのです。電話だけで、そんなばかなことはないんじゃないですか。あと日常活動でやるんだということであれ

ば、日常活動はそれぞれの県本部でやればいいわけですから。支部の本部でやればいいわけですから。

○松浦参議院議員 各県連の事務所は日常あるわけでございますから、選挙事務所を選挙の公示があつてからそれと一緒にしてもらつても構わないわけ、別に一つつくつていただいても構わないわけ

です。一体選挙事務所が何をやるのかということでございますが、これは、全国を合わせてどれだけの票をとるかというのを各党がやりになるわけでございますから、県ごとに連絡をしないで、情勢がどうかという分析をしないで選挙がやれるはずはないと思うのでございます。具体的にやれる選挙運動は何かと申しますれば、法律で禁止されていない事項が幾らもございまして、電話、幕間演説、個々面接、いろいろあると思ひます。そういうことについても、それぞれ集まつた党員に手分けをして活動していただく、こういうことにならなくてはならぬかと思ひます。

○中井委員 大体わかつてまいりましたけれども、やはり地方区は地方区の確認団体という形での選挙運動、個人の選挙運動、そして比例代表は比例代表で、こういうふうには選挙事務所を持たせて、そして政党としての選挙運動をもう少しできるようにする。あるいは、たとえば選挙事務所一つ一つに政党の政連会というものを配置して、そして宣伝だけできるんだというふうな形とか、そういうことを少しお考えになつた方が合理的だと私は思うのです。選挙事務所は持つてよろしい、しかしそこでできるのは具体的に電話だけで、こういうことでは何のための選挙事務所かわからない。これなら選挙事務所を認めないという方がまだまだあつたりとされておる。各県本部で、支部の本部でやればいいわけですか。政党が日常活動の中で、そういうふうにするのですか、いかがですか。

○松浦参議院議員 繰り返になりますけれども、やはり四十七県それぞれの県に一カ所ぐらい

事務所がないと、全国のそれぞれの党の票を集めるという体制としては不十分だ。情報収集、連絡、そういうことだけでも大変な仕事になるんじゃないだろうか、こういうふうに私は考えております。

○中井委員 いまの御答弁にありました、政党にできるだけお金がかからないという形も一つだと私は思ひます。逆に言えば、さっきの供託金のことへまた戻るわけでありまして、たとえば四割以上とった政党あるいはたとえ当選者を出した政党、名簿で当選者を出した政党、そういう政党に対して公費が少ないわけでありまして、またいままでから言えば、全国区個人個人の公費分として負担しておつた分がかなり浮いてくると私は思ひます。その分を政党に返すという発想、選挙運動の費用として返すという発想、そういうことも一層将来お考えになるべきだ。これは政党法というものが要るんだというお答えになるかどうかかわりませんが、ひとつそういうこともこの制度のついでにお考えになつたらどうかと思ひます。

○松浦参議院議員 諸外国に例がございまして政党への国からの助成の問題であらうかと思ひます。これは一つの考え方でございます。しかし、政党法ということになりますと、基本的な問題にもかかわつてまいりますので、少し時間をかしていただいて検討してみたい問題だと思つております。

○中井委員 他の方でお尋ねをいたします。政党名、これは書いていただくわけですから、この政党名がどうあるかというのは大変むずかしい問題だと思ひます。この案で見ますと、名簿を出そうとしておる既存の政党は九十日以内から七

日間の間に届け出る。そして登録することによつて似たような急造の政党というものを排除していくんだというようなお考えだ、このように聞いておりますが、そのとおりでございませうか。

○松浦参議院議員 御指摘をいただきましたように、一定の時期に、公示前の九十日から七日まであつたかと思ひますが、それだけの期間内に第一号要件に該当する政党及び第二号要件に該当する政党は、名称及び略称一つ、これを届け出ること、これは商標登録法の考え方、その名称と略称を保護しよう、こういう考え方でございます。

○中井委員 そういたしますと、その後公示になりましたら類似した政党名だと思われるものが登録をされてきたときに、だれがどこで、これはだめ、これはいいという判断をなさるのですか。しかもその判断の基準というものはどこにあるのか。どこまでが似ているとして、どこまでが似ていないとするのか。『民主社会党は……』と呼ぶ者あり。

○松浦参議院議員 名称保護を受ける団体以外のもの、これは具体的に第三号要件にならうかと思ひます。これがどのくらい出てくるかわかりませんが、そういう政党が中央選挙に届け出てまいりました場合に、たとえば自由民主党という私の名称が届け出てまいりました場合に、自由民主党という名前が届け出たものは受け付けられない、これはもうはっきりしております。どこまでが類似するかということになりますと、これは社会常識、判断の問題だと思ひます。その判断は中央選挙管理会、これで判断をするということにならうかと思ひます。

○中井委員 実はこの点も私もはじつくり時間をかけて各党間で合意をいただきたい、このように思ひます。選挙が、類似しているかしていないかということだけで決めていく。そうすると、全く違う名前だけれども略したら自民党となるような政党をつくつて出したときにはどうするんだとか、いろいろな問題がある。現実は一

回目か二回目にはそういうことがあると思うのです。そういうことをひとつ十分に各党間で煮詰めめをしていただきたい。あるいはまた、皆さん方の案では自書式になっておりますが、このときにどこまでを無効とするのか、あるいはどこまでこの政
党と読むんだというところの区別をはっきりして
いただかなければ、なかなかこれはまた私も審
議終了というわけにいかぬと考えております。実
はいま、佐藤先生からお話ございました民主社

会党と書かれるおそれがいふんあるんではないかと私どもは考えておる。過般法制局の方に尋ねてどうだ、こう言ったら、民主社会党と書いたらそれは多分民社党になるでしょう、こうおっしゃるわけです。しかし、それはここで言っていただけでも、全国数千カ所の投票の開票所へ行きますと立会人がおりまして、多分社会党の人は、半分社会党と書いておるからそれはおれのところの票だ、こうおっしゃるに決まっておるわけです。そうすると、そこでわあわあといふことになる、

○・五票ずつ分けようか、こうなったり、得票数に合わせて比例配分しようかという形が必ず出てまいります。これは、現実の衆議院や参議院の選挙でもいろいろな判断は各開票所ですいぶん違ってくるわけであります。政党名についての判断というものをどういうふうにしていくなか、こういったことをやはり煮詰めていただきたい。煮詰めるのがいや、あるいは煮詰められないということとなら、一番間違ひの少ない記号式というものを御採用いただくことを私どもはお考えいただくべきだ。記号式であればそういった間違ひというものはほとんど出てこない。

あるいはまた、ここに参議院の第一回から前回十二回目までの無効票の投票率というのがございます。第一回目の全国の無効投票率というのは実に一四・七二%であります。それが二回目は一〇%、三回目は八%というふうにどんどん減つてまいりまして、最近は五%、四%でありましたが、この間は衆参同時選挙であつたために七・一八%という形でまた高い形になっておる。いまの

ままではいけません」と、選管の混乱あるいは各政党の
思い違い、有権者の不認識というようなこともあ
つて、大変な間違ひが出ると私は心配をいたしま
す。そういつた間違ひを防止する意味でも、一遍
この自書式というものについて十分御判断をいた
だいて、記号式という簡単なかつこう、こういつ
たものをとるお考え、そういつたものはないかど
うかお聞かせを願つて、質問を終わりたいと思
います。

○松浦参議院議員 記号式を採用したらどうかというお尋ねでございます。この点について、いろいろと検討の段階でも勉強させていただきました。しかしどれだけの政見が届け出てくるかわかからない。そういうことのために非常に投票用紙が大きくなってしまいいやしないだろうかとか、あるいは各県別に並べる順番は恐らくくじで決めるということを考えるだろう。そうすると、運のいいところと悪いところでえらい差がついてしまうんじゃないだろうかとか、そういうった管理上の問題点

がございます。ほかに、やはり日本では自分で考えて書いてもらうことが一番正しい有権者の判断を引き出すゆえんであらうということを考えて私もは自書式を選んだわけでございます。

投票の効力の問題につきましては、これは個人選挙の場合も同じでございまして、中井先生と後藤田先生の名前を名字と名前とくっつけて書いてしまふ、こういうような事例は全国にざらにあるわけでございます。それを一つ一つ実例で判定をいたしましたので、これまで大きな混乱もなく過ござしておりますので、党名を書かせることにいたしました。でも、十分乗り切っていけるものと考えており

ます。しかもこれは選挙訴訟になりますれば、最後は最高裁判所の右、左の判断で決着がつく問題でございますので、その点は十分御理解をいただきたいとお願ひ申し上げます。

○中井委員　せっかくのお答えでございましたけれども、いまお話のございました最高裁判所裁判官の衆議院選挙と同時に行われる判断も実はマル・バツでございますし、それから印刷をしてい

くというのは別にそう大したことじゃない。そんなにたくさん出るわけがございません。お金やいろいろな形で制限をしてあるわけであります。

また順番を各地区で変えるというのは、現実には衆議院や参議院の選挙でも、投票所に張り出してあなあの順番は三重県でも全部変えるわけですから。順番変えるわけでありませう。幾らでもやり方があろうかと思ひます。私は、一番間違ひが少なく、それからそういった形でのけんかをしなく

ていいし、とにかく一番最初の制度なんですから、国民にわかりやすい、そしてできる限り無効票の出ない形で選挙というものが望ましい、そういう姿勢を貫くべきだ。その印刷するのはめんどくさいとか時間が間に合わないというのはそれは当局の努力の問題であります。これは印刷することによって逆に集計のときにずいぶん楽になる、ずいぶん早く行われるわけであります。そういったことを含めて、先ほどの問題と同様御検討をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、先ほど委員長にお願ひしましたように理事會で、お諮りをいたした。また過般社會黨の佐藤先生から御提案のございました、二十五名を限度として差をつける問題、それから放送時間等は政令で定める問題、この問題についても、私どもはぜひとも理事會で十分各黨の一致を見る、こういふことを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○久野委員長　この際、午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時三十三分開議
○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。安藤巖君。
○安藤委員 これから発議者を中心にしていろいろお尋ねをするわけですが、その前に委員長にお

尋ねをしたいと思います。

御承知のように、この選挙制度というのは議会制民主主義の基礎をなす大事なものであるといふことは御承知のとおりで、これは全く私と委員長は意見が一致しておると思うのですが、それで、国民の意思を正確に議席に反映するという制度でなければならぬと思うのです。その基本的なルールを決めるものですから、これはどうしても国民に十分な理解が得られるような審議といふのをこ

の委員ですべきだと思ふのです。そういう関係でいきますと、一部の党派の数を頼んでの強行採決というのが参議院の委員会であつたわけですが、そういうようなことは絶対やるべきでないと思ふのです。その關係でまず、強行採決というやうなことはやらないということをやはり委員長がこの委員会の席ではっきり明言をしていただきましたと思ふのですが、どうですか。

○久野委員長　安藤委員の御指摘のとおり、ただいま御審議をいただいております案件はきわめて

重要な議案であることは、これは言をまたないところでございます。でありますから、従来の定例日にこだわらずに皆さんに大変御精勵をいただきまして、連日にわたってこの審議を進めていただいておりますというのが実態でございます。

このような状況下におきまして、でき得る限り論議を通じて国民の前に問題点を明らかにしていただきたく私は存じます。そのことはやはり国民の判断にゆだねることになるわけでございます。でありますから、この委員会の運営につきましては、理事会の決定に従って運営をいたしておるわけでございまして、ただいまの安藤君の御提

案につきましては理事会で改めてまた協議をさせていただく、私としては慎重審議に徹する、かような考え方で審議を進めていきたい、かように思っております。

○安藤委員　強行採決ごときことはいたしませんという委員長の御答弁を期待しておったのですが、そのお言葉がなかったのは非常に残念です。それならば強行採決もあり得るかもしれないという

ふうに加へたりたくなつてくるのです。

そしてもう一つは、だから定例日以外にもというお話がありました。私はそういうことはお尋ねしてありません。私も日本共産党としてはお尋ねは、ほかの党も一部はそうでしたが、やはり定例日は厳守すべきだ、あくまでも定例日をやつて、その範囲内で慎重審議をやれ、こういうことを申しておるわけですね。そこで、強行採決をやらないうというふうな言明をいたしたいと思ふのです。それが言明していただけるのですか、いだけないのですか。それは理事会で決めることではなくて、委員長のお考えをいまお尋ねしておるのです。

○久野委員長 私、委員会の運営というのは従来とも各党の代表せられます理事の皆さんがお話し合いをなさつて、そして円満に運営されるように進められてきたと思ふのであります。そうした意味から、やはり委員長がここで自分自身の判断を申し上げることはいいかなものかと存じます。やはり理事会で十分審議日程その他につきましましては各党の御論議をいただきまして、その結果によつて判断すべきものと考えておりますので、せっかくの安藤委員の御提言ではございますが、この点については私の意見を申し上げることは差し控へさせていただきます、かように存じます。

○安藤委員 私がなぜそういう質問を委員長にしましたかという、これはここの四月一日の東京新聞ですが、だからちよつと前ですけれども、委員長がこういう発言しておられるのが載つておるわけですね。御記憶あるうかと思ひますが「四月〇日まで参院で可決して、連休前に私の方に送つてもらう。衆院では毎日でも審議する。最後は結局強行採決になつて、委員長席に反対議員が詰め寄り、私の背広を破れる。それが五月〇日だ、こういうふうな言つておられるのが報道されておるのです、こういうふうにおつしやうたのですか。

○久野委員長 ただいまお読み上げになりました新聞の記事は、私は残念ながら読んでおりませ

ん。事実がどうであつたか、一応また後刻調べてみたい、かように思ひます。

○安藤委員 それでは、お調べいただいた後でまたお尋ねをしたいと思ふのですが、結局、「背広が破れる」とも「もちろん私もこの法案に反対でございますが、いやしくも委員長の背広が破る」というような暴力行為をしようとは毛頭考えておりません。この発言が真実だとすれば、委員長の方で背広が破れるかもしれないことをおやりになるおつもりがあるのじゃないか、こういうふうにも考えたくなつてくるのです。ですから、先ほど申し上げましたようにお尋ねしておるわけなんです。まあお調べをいただいた上で、また改めて質問をいたします。

それから、当委員会におけるこの改正案の審議が終わるころ、強行か何かは一応ともかくとして、採決をされるのが八月十一日ごろだということな新聞の報道があるのですが、これは新聞がそれぞれニュースソースに当たつていろいろ判断をされた結果だろふと思ふのです。これは、委員長の方からそういうような話をされたということでもないのだからと思ふのですが、いかがですか。

○久野委員長 そういう事実は絶対にございませ

○安藤委員 もう二つ委員長にお尋ねしたいのです。

そのうちの一つは、これは理事会でもお話をしておるのですが、私も共産党は、すでに参議院で独自の案を出しました。御承知のような状況に参議院ではなつておるのですが、この衆議院におきましても当委員会に修正案を出します。最初は四日に出しますというのを理事会でも申し上げたのですが、法制局の方の作業の都合で六日になろうかと思ひますが、出します。ですから、当然のことですが、修正案の趣旨説明、そしてそれに對する質疑、これをやつていただきたいと思ふのです。その取り扱いについて委員長に約束をしていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○久野委員長 委員会へ修正案が提出をされます

れば、その際には理事会に諮りまして、その取り扱いについては理事会で協議をしていただきたいと思ひます。

○安藤委員 理事会でいろいろ申し上げるということにいたしました、もう一点。

御承知のように、参議院の委員会における自民党の単独強行採決というのがある。以後、これを収拾するといふ形で参議院議長の名義というものが出来た。この所信は、これから二回選挙をやつて、それから修正すべきかどうかを検討するのだ、こういうことをおつしやつてみえておるわけですね。といいますと、すでにこの法案が無修正で通つてしまつたということをお前提にしておられるのと同じか思ひないわけですね。

だから、修正云々、検討して直すべきところがあれば云々といふことは、法案の前身にまで立ち入つた話だし、成立を前提にしているということになると、これは衆議院でいま審議しているわけですね、だから、衆議院の審議権を全く無視してしまつた越権行為だと思ふのです。だから、この問題は委員長としても聞き捨てならぬ内容じゃないかと思ふのです。こういうような衆議院の審議権無視といふような越権行為に對して、委員長はどういうふうな考えをしておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○久野委員長 私は、参議院の議長の所信の表明については、内容をよく存じませんが、新聞紙上で伝えられるような内容であつたといひます。ならば、適切を欠くものではないかといひう感じを持っておりますが、そのようなことを申し上げるのは、この際、これまで適切ではないと思ひますので、意見を申し上げることは差し控へさせていただきます。

○安藤委員 委員長の立場にあられたら、差し控へるところか、まさに適切を欠くものだと大いに力んでいただけてしかるべきじゃないかと思ふのですが、いま、適切を欠くものではないかと思ふといふこともおつしやつたのですから、本論に入りたいと思ひます。

そこで発議者にお尋ねをしたいのですが、自民党は昭和五十二年、第八十国会に、いわゆる中西案といふふうな言われております参議院の選挙制度の改正案といふのを参議院の方へお出しになつたですね。この中身はどういうふうなものであつたかを御説明いただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 お答え申し上げます。

中西案なるものは、現行公職選挙法を土台といひまして、拘束名簿式の比例代表制を採用するといふことでございまして。ただし、私どもの現在の案と違ひまして、拘束名簿式でございまして、政界が基礎でございまして、個人の立候補を認めるという案になつておりました。

(委員長退席、小泉委員長代理着席)

第二点として、記号式の投票を採用いたしておりました。

ドント式で当選人を決定いたします点は、私どもの現在の案と同じでございまして。

第四点は、繰り上げ補充の期間を三年にいたしておりました。

以上が中西案の要旨でございまして。

○安藤委員 いま名簿の關係と個人立候補を認めるというお話を伺ひましたが、供託金は現行どおり一人二百万円といふことはなかつたかといふこと、それから、地方区の定数は正が入つていたのではないか、選挙運動につきましては、現行法とは違ひ、これは別途法律で定める、こういうふうになつておつたと思ふのですが、いかがですか。

○金丸参議院議員 そのとおりでございまして。

○安藤委員 そこで、このいわゆる中西案なるものは、いま大まかなところを御説明いただいたのですが、どこか不都合なところがあつたので、どうか不都合なところがあつたといふふうな発議者の方はいまお考えなんでしょうか。

○金丸参議院議員 まず地方区に関する部分から申し上げますと、これは午前中お答えを申し上げましたとおり、私どもの方で、その後の人口異動

等も勘案をいたしまして検討いたしておるのでございませうけれども、まだ最終的な案が得られませんが、今回は提出していないという事情でございします。

それから、中西案と私どもの案で違いますが、大きな点の一つは、拘束名簿式でございしますけれども、中西案では個人の立候補を認めておりません。私も、その後党内でいろいろと検討いたしました結果、政党本部の選挙と個人の立候補を認めるというところは矛盾すると申しました。うか、なじまないという申しようか、そういう結論になったわけでございます。政党と申します以上は、たまた御説明を申し上げておきます。以上は、また判決にもございしますように、やはり複数の人で構成される団体でなければならぬのではなからうか。個人の立候補を認めるといういたしますと、いわゆる一人一党を認めざるを得ない。そうすれば、候補者を五人とか十人とかというような団体を規定することが、いわば政党を規定することが無意味になってまいります。そういう点から私どもは、政党本部の選挙として、私どもが御提案申し上げております政党らしい政党として一定の団体的なものに限定をして、個人の立候補は認めない、こういう結論になったわけでございます。

記号式の投票につきましては、先日、また本日御説明を申し上げました理由から、私どもは自書式の方がやはり妥当ではなからうか、このような結論になった次第でございます。

繰り上げ補充は、三年ごとに参議院は通常選挙が行われますので、三年という考え方も確かにあると思ひますけれども、任期が六年でございします。やはり六年間繰り上げ補充は認めないのではなからうか。また、政党本部の選挙というところで徹底をいたしましたので、政党に対していはば議席を与えるということになるわけでございます。それから、三年で打ち切ってしまうわけで、任期の六年間、その政党の名簿の次順位の候補者が繰り上がるという制度にすることがいいのではなからうか。

うか、このような考え方で、繰り上げ補充の期間を三年から六年に考えを改めた、こういうような経緯でございします。

○安藤委員 その後の自民党の党内におけるいろいろな審議の問題については、これから逐次お尋ねをしていこうと思っております。

次に、同じ年、昭和五十二年、中西案ができたのが五月ですが、十月になって、当時の自民党の政務会長の園田清亮さん、この方が自民党を代表して政治広報センターのアンケートにお答えになつて、自民党はこういうふうな考えにしているというのが出されております。これは後でも出てまいります。町村金五さんが座長をしておられたプロジェクトチームでおつくりになったその案をもとにしておられるようですが、時間がありませんから私の方から申し上げますが、そうか、そうでないか、お答えいただきたいと思うのです。

（小泉委員長代理退席、住委員長代理着席）

いま、いろいろドント式とか記号とか、補充の関係もおつちやつたのですが、一番のポイントのところを三つお尋ねしたいと思うのですが、まず、無所属の推薦立候補を認めるということではなかったが、それから拘束名簿式、それから地方区の定数は正、これもこの中にちゃんと入れられておつたのではないかと、この三点についてお尋ねいたしますが、いかがですか。

○金丸参議院議員 どうもお待たせして失礼いたしました。

第一点の無所属のことでございしますが、この案では、拘束名簿式比例代表制を採用するというところでございしますが、無所属ではございしません。一定の資格を有する政党が名簿を届け出るのを原則として、ただし一定数以上の選挙人の同意を得て立候補ができるようにする、こういうことでございします。一定数というのは、まだこれは要綱みたいなんでございしますから、具体的な数字でございませぬけれども、そのような条件づきの立候補も認めようというところでございします。

それから地方区の定数は正につきましては、一応の案がございまして、三つの都府県が二名ずつ増、三つの道県が二名ずつ減、こういうような一応の案がまとまったことがございします。

○安藤委員 委員長、いましばらく時間が空転をいたしましたので、いまの時間はちゃんと認めてください。

私が、無所属の立候補を認めていたのではないかと、いろいろお尋ねしたのは、いまお答えになりましたように、「選挙人名簿に登録されている者は、一定数以上連署して、候補者としてとする者の立候補を提出することができ」とあるわけですね。だから、これからすれば、いわゆる政党要件というのがあって、その政党の名簿に記載されなければ立候補することができないという考え方ではなかったということははっきりしていると思つて、そういうふうにお尋ねしたのであります。――まあ、うなずいておられるからわかつていただけたと思うのですが。

そこで、昭和五十五年になりました、九月の十二日です、自民党の選挙制度改革プロジェクトチーム、そのころは金丸さんは座長になっておられたと思うのですが、まあ、比例代表制にしても、一人一党の形で無所属候補も出られるように配慮すれば政党化に歯止めをかけられるなどの意見が相当多かった、そういう意見が大勢を占めたというふうなことで、まあ、一人一党を認めたらどうかという意見も全然ないことはございませぬでして、大勢はやはり、先ほど来申し上げておりますように、政党らしい政党に限定すべきではないかという意見が大勢を占めてつづいていきました。

○安藤委員 それは、そのときの模様をいかにして評価するかの問題とも関連があるわけですが、私がいま言いましたような方向で大勢を占めたというのが朝日新聞の記事として報道されているものですから、そうではなかったかというふうにお尋ねしているのですが、そういう意見もないことはなかつたということですね。

そこで、自民党の方で同じ年の十月になって、いわゆる一票制、それから二票制、この二つの案をおつくりになって、各党に、恐らく野党になるわけですが、打診をされたことがあります。実は私も共産党へも、これは十一月に入ってからですが、打診にお見えになって、たしかそのときはわが党へは中西さんと松浦さんがおいでになったと思うのですが、うなずいておられるから間違いないと思うのですが、このうちの二票制の方の内容は、問題点が幾つかあるかと思ひますけれども、政党要件の問題、それからいわゆる無所属立候補を認めるかどうかの問題、選挙運動の問題、この三つの関係で言いますと、どういった内容のものだったでしょうか。

○金丸参議院議員 お答え申し上げます。

一票制、二票制につきましては、おおむね同じと私どもは思つております。ただ、この段階におきましては、選挙運動の点についてまで突き詰めた検討がまだ十分に進んでおりませんでしたけれども、政党本部の選挙といたしまして、拘束名簿式の名簿をつくり、個人は選挙運動、いわばたまためとして、事実やることは別といたしまして、政党本部の選挙運動をやる、そういう基本の考え方は同じでございします。

○安藤委員 選挙運動のお話があったのですが、選挙運動については現行法のような三つの公営に限るとか、あとは確認団体というふうなことで、現在、文書図画等の関係につきましても、現在の社会党案に近いぐらいの、現行の三分の一ぐらいを認めるといふような内容のものじゃなかつたのですか。

それからもう一つ、いわゆる無所属立候補を認めておられたのじゃないんですか。

○金丸参議院議員 重ねてお答えを申し上げますけれども、一票制、二票制の案のときには制度の基本をどのようになすかというところが論議の中心でございまして、選挙運動につきましては

尋ねしているのですが、そういう意見もないことはなかつたということですね。

そこで、自民党の方で同じ年の十月になって、いわゆる一票制、それから二票制、この二つの案をおつくりになって、各党に、恐らく野党になるわけですが、打診をされたことがあります。実は私も共産党へも、これは十一月に入ってからですが、打診にお見えになって、たしかそのときはわが党へは中西さんと松浦さんがおいでになったと思うのですが、うなずいておられるから間違いないと思うのですが、このうちの二票制の方の内容は、問題点が幾つかあるかと思ひますけれども、政党要件の問題、それからいわゆる無所属立候補を認めるかどうかの問題、選挙運動の問題、この三つの関係で言いますと、どういった内容のものだったでしょうか。

○金丸参議院議員 お答え申し上げます。

一票制、二票制につきましては、おおむね同じと私どもは思つております。ただ、この段階におきましては、選挙運動の点についてまで突き詰めた検討がまだ十分に進んでおりませんでしたけれども、政党本部の選挙といたしまして、拘束名簿式の名簿をつくり、個人は選挙運動、いわばたまためとして、事実やることは別といたしまして、政党本部の選挙運動をやる、そういう基本の考え方は同じでございします。

○安藤委員 選挙運動のお話があったのですが、選挙運動については現行法のような三つの公営に限るとか、あとは確認団体というふうなことで、現在、文書図画等の関係につきましても、現在の社会党案に近いぐらいの、現行の三分の一ぐらいを認めるといふような内容のものじゃなかつたのですか。

それからもう一つ、いわゆる無所属立候補を認めておられたのじゃないんですか。

○金丸参議院議員 重ねてお答えを申し上げますけれども、一票制、二票制の案のときには制度の基本をどのようになすかというところが論議の中心でございまして、選挙運動につきましては

尋ねしているのですが、そういう意見もないことはなかつたということですね。

そこで、自民党の方で同じ年の十月になって、いわゆる一票制、それから二票制、この二つの案をおつくりになって、各党に、恐らく野党になるわけですが、打診をされたことがあります。実は私も共産党へも、これは十一月に入ってからですが、打診にお見えになって、たしかそのときはわが党へは中西さんと松浦さんがおいでになったと思うのですが、うなずいておられるから間違いないと思うのですが、このうちの二票制の方の内容は、問題点が幾つかあるかと思ひますけれども、政党要件の問題、それからいわゆる無所属立候補を認めるかどうかの問題、選挙運動の問題、この三つの関係で言いますと、どういった内容のものだったでしょうか。

○金丸参議院議員 お答え申し上げます。

一票制、二票制につきましては、おおむね同じと私どもは思つております。ただ、この段階におきましては、選挙運動の点についてまで突き詰めた検討がまだ十分に進んでおりませんでしたけれども、政党本部の選挙といたしまして、拘束名簿式の名簿をつくり、個人は選挙運動、いわばたまためとして、事実やることは別といたしまして、政党本部の選挙運動をやる、そういう基本の考え方は同じでございします。

○安藤委員 選挙運動のお話があったのですが、選挙運動については現行法のような三つの公営に限るとか、あとは確認団体というふうなことで、現在、文書図画等の関係につきましても、現在の社会党案に近いぐらいの、現行の三分の一ぐらいを認めるといふような内容のものじゃなかつたのですか。

それからもう一つ、いわゆる無所属立候補を認めておられたのじゃないんですか。

○金丸参議院議員 重ねてお答えを申し上げますけれども、一票制、二票制の案のときには制度の基本をどのようになすかというところが論議の中心でございまして、選挙運動につきましては

まだ十分煮詰まった論議が行われておりませんで
した。比較的に自由な意見もあれば、極端に申し
ますと、ごく一部でも、政党本部であれば平素行
われるんだからそう行ふ必要がないじゃないかと
いう実極端な、両方の意見があったことを記憶
いたしております。

いずれにいたしましても、選挙運動の具体的
幅でございまして、あるいは供託金をどうする
とかいうような点についてまではまだ十分詳細な
論議を行うまでに至っておりませんでした。

○安藤委員 無所属の立候補の關係につきま
してはお答えがないのですが、「候補者名簿の提出」
というのがあります。候補者名簿は政党に限
り提出することができるとする。ただし、政
党に所属しない者が個人として立候補すること
を妨げないものとする。とあるのですが、これは、
このとおり間違いのないものでしょうか。

○金丸参議院議員 一票制、二票制を検討いた
しております段階では、個人の立候補も認めたら
どうかというふうな意見もございました。そうい
うふうに記憶をいたします。

その後の過程におきまして、やはり政党本部と
いう考えで徹底をいたしましたらどうか、それ
がだんだんと進んでまいりました。政党本部の
選挙運動を行う政党本部の選挙にするならば、い
わば一票制でもいいじゃないか、こういう議論に
発展してまいりましたように記憶いたしております。
○安藤委員 それ以後の議論のことはこれからお
尋ねしますから……。

ただ、私がいまお尋ねしておるのは、これはお
たから、自民党さんからいただいたものです。
その当時の二票制にいま私が読み上げたことがち
やんと書いてあるのです。だからこれは個人立候
補を認めるという方向であったことは間違いない
のです。二票制の方です。

それで、いまお話しになったように、その後年
が変つて昭和五十六年の二月五日に、これはお
たくの選挙制度調査会ですか、一票制にしようと
わけですね。これは歴史的な事実を申し上げてい

るから、間違いないです。そして異党派投票を認
めるとかどうとかという議論になってきた。これ
です。この一票制の内容は一体どういうものなの
たのでしょいか。運動の問題と無所属立候補の問
題と政党要件の問題と三つにしようとしていいで
す。

○金丸参議院議員 一票制は、たとえて申し上げ
ますと、東京都の地方区のある政党の候補者に投
票いたしますと、その人の所属する全国区の得票
として計算をする、こういう内容のものでござい
ます。

○安藤委員 ですから、私がお尋ねした中身に
ついてお話をしたばかりでいいのです。一票
制というのは、地方区に投票したのを全国区の政
党へ投票されたものとして計算するんだ、これは
その骨ですね。だから、では私の方から申し上げ
ますが、全国区関係の運動は、そういうことから
しますと、これはさっぱりゼロですね。地方区で
の投票数によって全国区に計算し直すだけであ
ら、全国区の運動は全然なし、それから無所属立
候補、いわゆる個人立候補は認めない、政党要件
はちゃんとある、こういう内容のものであったと
思ふのですが、そうですか。

○金丸参議院議員 この点は御説のとおりでござ
います。個人の立候補はございせん。したがつて
、また地方区の一票で全国区の得票を計算いた
しますから、全国区の方につきましても別に選挙
運動はない、こういう考え方でございました。

○安藤委員 そこで、この一票制について金丸参
議者は、プロジェクトチームの座長として、いろ
いろ憲法上の問題が出されておたところですが、
憲法上の疑義は憲法第四十七条でかわせるという
ふうな発言をしておられるというのが新聞の報道
であるのですが、そういうふうな発言をされたこ
とは御記憶にありますか。

○金丸参議院議員 一票制、二票制案を検討いた
します段階で、もちろん私も憲法問題もある
と考えておりました。四十七条で私が申したか
どうかは記憶ございせんけれども、私も憲

法問題もいわば遠慮でないというふうなことが言
えるのではなからうか、こういうふうな考えでは
ありませんけれども、実際に私も一票制をや
めまして二票制にやり行つた方がいいという結
論を得ましたのは、憲法問題ではございせん
で、わが国の選挙の現実を考えますと、やはり異
党派投票があるわけでございまして、東京の地方区
に投票して、選挙民の意思に關係なく、投票した
人が自民党であれば全国区も自民党、社会党の方
であれば全国区も社会党、共産党の方であれば有
無を言わさないで共産党の得票というふうにな
てしまふ。この点は選挙民の意思を少し抑制
し過ぎるのではなからうか。やはり異党派投票が
現実でございまして、有権者、投票者の意思を
尊重いたしますと、異党派投票を認めるべきでは
なからうか。

異党派投票を認めるということでは実はいろいろ
と検討いたしてまいりますと、投票用紙の形式か
ら実は非常に複雑になってまいります。かつ、一
票制でございまして、地方区は一つの選挙、全
国区は一つの選挙で実質は二つの選挙であるわけ
でございまして、したがって、異党派投票を認
めるというのであれば、有権者の立場から見まし
て、地方区の投票と、比例代表と申しますか全国
区の投票とは別々の投票用紙に書いて、有権者の
意思を明確に表明するようにした方がよからう。
結局、二票制の方が有権者の意思をそんたくして
いいだろう。これが実質的な一票制から二票制に
私もが考えを固めました一番重要な理由でござ
います。

○安藤委員 いまおっしゃったような憲法問題あ
るいは有権者の意思をどのようにして尊重するか
どうかの問題、すぐ後でお尋ねをしますけれど
も、そうしますと、金丸さんは一票制については
憲法上の疑義はあったと思はないということでは
、現在でもそういうふうな考えをお持ちなの
か。憲法上の疑義がない、それからいまおっしゃ
ったいろいろな問題があるけれども、その問題に
ついて何らかの理論構成をもってクリアできると

いうことになったら、一票制を将来実施しよう、
してもいいのだ、こういうふうなお考えも持つて
おられるのでしょうか。

○金丸参議院議員 当時一票制について私どもが
検討いたしました段階では疑問なしとはいいたしま
せんけれども、憲法の問題も合意というふうな理
論づけはできるのではなからうか、こういうふう
の気持ちではございまして、先ほどから詳しく
申し上げましたように、わが国の有権者の心理状
態、現実の異党派投票から考えて、選挙の実態も
二つの選挙でございまして、別々に意思表示の
できる二票制が適当である、こういう結論に達し
たわけでございまして、この実態が変わりません
以上、私どもは一票制にするとかそれが適当であ
るとか、そういうことは現在全然考えておりませ
ん。

○安藤委員 ところが、これはことしの七月十七
日付の読売新聞ですが、田中元総理は、六月四日
夜に中曽根派中堅の人たちと懇談をした際、「全
国区新制度の実施は一回だけ」というふうに
言明しておられる。そして「自民党が安定議席
を得るには、（地方区候補への投票をそのまま全
国区比例代表の票とする）一票制比例代表制度な
らいいが、二票制では勝てない」とこれが田中元
首相の言い分だというふうなことを考えておられ
る、田中元総理はそういうことを考えておられ
るではないですか。そういうことは御存じないで
すか。

○金丸参議院議員 私は全然存じません。現在提
案をいたしておりますのは、自民党の公式の機関
で調査いたしました、正式の機関で議決をして提
案をいたしておりますものでございまして、
○安藤委員 そこで、結局一票制を法案化されな
かったというのは、先ほどおっしゃったような問
題があるからだというふうにお聞きしていいかと
思ふのですが、そのとおりでいいですか。
○金丸参議院議員 そのとおりでございまして。
○安藤委員 憲法上の疑義はクリアできるのでは
ないかというふうなお話ですが、この一票制の問

題については法のもの平等ですね、たとえば先ほどのいろいろな異党派投票の問題も含めて投票用紙のいろいろな例が出されたことがあるのですが、無所属候補、個人候補への一票が比例代表区では評価されることがない。これは選挙区で無所属の候補者名だけ書いて比例代表区全然白紙の場合です、こういうような場合は、その人の意思がちゃんと評価されることがない、こういう問題ですね。こういう問題もあつたはずですが、うなずいておられるから間違いないと思うのですが、そのほか同じ法のもの平等との関係で、やはりいろいろほかにも問題があつたかと思うのですが、これは参議院でもいろいろ問題になつたのですが、憲法十五条の基本的権利かどうかの問題ですね、無所属候補が出すから、それから結社の自由の問題の二十一条とかそれから四十四条の問題とか、いろいろ無所属候補を認めないというようになつて憲法上疑義があるということも問題になつたんじゃないでしょうか、一票制について。

○金丸参議院議員 一票制の問題自体としてたゞいま御指摘になつたような点は、私どもの間ではまだ検討いたしておりませんでした。一票制、二票制につきましては、そのどちらを要当とするかという問題から、実態論として、選挙の実態が二つの選挙であり、有権者としては別々の投票用紙に別々の意思表示ができるようにすることが適当であるということ、私も最後の決心をいたしたわけでございます。

○安藤委員 この一票制との関係で、無所属立候補を認めないということが憲法に違反するのではないかと、いろいろなことについて、自民党の中では議論があつたと思うのですが、たとえばこれは国民政治研究会で、後藤田先生もお見えだけれども、後藤田さんが講義をしておられて、一票制ということを認めますと、「いまの憲法では個人の立候補を禁止できないですから、」こういうふうに出てみえてくるのです。ちゃんとこれは印刷してあるやつをコピーとつたんですよ。と

なると、やはり自民党の中で、この当時は後藤田さんはたしか選挙制度調査会長で副会長さんかどちらかだつたと思うのですが、こういう発言をしておられるのです。そうすると、やはり自民党の中でも、個人の立候補を禁止できないということが憲法の要請だということに議論がなされておつたのではないかと、思うのですが、そんなことはなかつたのですか。

○金丸参議院議員 いろいろ意見があつたのかどうか、私もつまびらかに記憶いたしておりませんが、違憲だから無所属の立候補を認めなければならぬという主張は、私は記憶いたしておりません。ただ、非常に憲法上の重要な問題であるという問題認識は私も十分に持つておりました。だから、この点は相当突っ込んだ勉強も私どもでいたしましたし、学者でございましてとか法制の専門家の御意見も聞きまして、憲法との関係につきましては、私も間違いないというまでの勉強をいたしたつもりでございます。

○安藤委員 いろいろ議論をなさつてクリアしたみたいな話ですが、もう一つ竹下登議員、これはちよつと古い話で、まさにこういう議論を自民党の中でやつておられたころじゃないかと思うのですが、昨年の四月二十五日、これは読売ですが、「一票制では、憲法上の疑義にどうしてもひつかかる。野党も賛成してくれる見通しにない」という意見を言っておられるのです。これは調査会の会長さんとしての竹下さんの発言が載つています。やはりこれは一票制は憲法違反だ、疑義がある、どうしてもクリアできないという議論があつたんじゃないんですか。

○金丸参議院議員 一票制の案が発表されましたから、いろいろな批判がございました。その中に、そのような意見もあつたように私も記憶いたしております。私も問題はあるということとは十分に考えておりましたけれども、先ほど来申し上げておりますように、一票制をとらないで二票制をとることに決めましたのは、先ほど来二つの選挙という実態があり、有権者の意思を尊重して

別々に二票の投票を行わせるのが至当である、こういうことからでございます。

○安藤委員 憲法上の疑義の問題はできるだけ逃げよう、逃げようとなさるお気持ちがありありと見えるのですが、やはりいろいろ問題になつたことは間違いないと思うのです。

そこで、いまも申し上げましたが、竹下会長さんの発言を新聞の報道で申し上げたのですが、「野党も賛成してくれる見通しにない」やはり野党の方でこれはどうも言つてくれそうもないというの、法案化をしなければならぬ理由じゃないかというふうに思うのですが、これは朝日新聞の記事ですが、昨年の二月二十二日です。これは社会党さんが出てくるんですが、名前は出ませんが、これは社会党の幹部の方ということで、「憲法違反の疑いが強い一票制にはとも乗るわけにはいかない」という発言をしておられるというのが新聞に出てくるわけですね。だから、野党の方の協力も得られない、これがやはりもう一つの大きな要因になつておつたんじゃないか。もう一度後藤田さんに御登場願うわけですが、先ほどの二月二日の国民政治研究会での発言でやはり「しかし、少なくとも野党第一党は提案者にはならないにしても、自分の方はこれでいい」といふほど了解を得るところまでいかなければいけないでしょう。こういう発言もしておられるわけですね。これは覚えがあるのですか。ということになると、やはり野党の同意が得られなかつたということも一つの原因じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○金丸参議院議員 一票案も各党にも御説明を申し上げましたし、世間一般にいわば公知の案になつてまいりましたから、いろいろと政治的な批判とか憲法上の議論とかあつたのは事実でございます。これを全然無視するようなむちゃなことをわれわれももちろんできないわけでございますが、結局一票制をやめまして、二票制の方が適当だ、やはりこれでいくのが至当だ、こういうふうないは党内の結論をいたしましたのは、先ほど来繰

り返し申し上げておりますように、選挙の実態が二つである、有権者の意思が素直に表明しやすい選挙制度をつくるべきである、こういうことからでございます。

○安藤委員 私はいろいろ公に報道された事実をもとにして申し上げておるわけですが、そこでこの一票制案と現在出されております本改正案とで幾つか似ているところがあると思うのです。まず政党三要件、これはほとんど同じだと思うのですがどうですか。それとも一つ、無所属立候補、個人立候補を認めないということも同じじゃないかと思うのですが、これはどうですか。

○降矢(敬義)参議院議員 一票制案の最終の案は、いまの第三号案件の所属候補者十名というのを認めておりますので、全く同じでございます。○安藤委員 だから、無所属候補を全く認めていないということは、一票制と現在の改正案とが同じだということをいまお認めになつたのです。政党要件はどうですか。

○降矢(敬義)参議院議員 現在ある第二号案件の有効投票のパーセンテージが衆議院の総選挙の場合には二%、参議院の通常選挙は四%となつておりましたのが、それを全部四%に統一します。その点が違います。

○安藤委員 だから、衆議院の二%が違ふだけで、参議院の方の四%というのは一緒ですね。それから、時間がありませんからあれですが、供託金の関係は、この一票制、二票制を出されたときに、現行の二百万円から四百万円になつておる、中西案のときは二百万円だった、こういうようなことがあるわけですね。そこで、自民党がこの二票制案にお戻りになる、その前に一票制の問題のときで、いろいろ無所属を締め出す、無所属の立候補を認めないというのは、どういふことを自民党として考えているからなんだろうということがいろいろ議論になつて、これはやはり自民党に有利だからそういう一票制にしよう、こういうような議論がなされておつたのです。昨年の四月十二日の朝日新聞ですが、「二票制で無所属を締

め出そうというねらいがあった。二票制では、もし無所属が一つの会派をつくれれば、昨年六月の選挙結果で計算しても、七つか八つの議席を占められそうである。その点、一票制は無所属の出しの手段として効果的ではある。こういうような意見も報道されておるのですが、結局、あれじやないですか。この一票制によって無所属立候補を認めないということによって自民党に有利になる、そういうような考え方を、一票制からまた現法案の二票制に戻るときに、前の一票制、二票制の二票制の案は、先ほどからお尋ねしましたように、個人立候補を認めておったのですから。二票制にあつたその方の方をなしにして、一票制の持っておった個人立候補、無所属立候補を認めないという案をもつて今度二票制に戻つた、こういうような考え方に貫かれておつたんじゃないか。これはその当時、一票制、二票制が出されたときの一票制、二票制、先ほどからずっと指摘をしてまいりました、これで明らかです。そして今度二票制になったけれども、一票制の無所属の出し、これはそっくり二票制のものに入れておる、こういう歴史的な事実がはつきりしてきておるのですが、こういうようなことはやはりお考えになったんじゃないでしょうか。

○金丸参議院議員 自民党の案は、中西案の時代、それから先ほど例を挙げてお述べになりました園田政務会長の時代、これは五十二年でございす。それから五十二年と、五十五年の選挙を目線にして案をまとめておつたのが園田案の時代でございす。それから一票制、二票制は、私がプロジェクトチームの座長になりまして始めたものでございまして、一票制、二票制を考えます時分には、中西案、園田案の時代と違ひまして、私どもは政党本位の選挙ということを中心に考えてまいり、その一つの徹底したのが一票制であつたわけでございますが、政党本位の選挙ということを非常に強く考えましたので、その影響と申しましようか、論理的な帰結と申しましようか、一人一票とか個人の立候補はやはり適当でなからうとい

うような結論になつたわけでございます。したがいまして、自民党の案で過去に無所属を認めておりましたのはその当時の自民党の考え、それから私が座長になりました以降は政党本位の選挙ということと全国区の方を徹底して考える、こういうふうになつたわけでございます。自民党の内部の考え方も五十年前後から、五十二年、三年、それから五十四年、五年と変遷を遂げてまいつておりますのは事実でございますが、別に私どもとしては党利党略で考えたというのではなく、政党本位の選挙制度をとるとすればそれが妥当かということから結論を得たわけでございます。

○安藤委員 口が裂けても党利党略でございしたなんてことはおっしゃるはずがないと思うのです。だから私が申し上げたいのは、やはり一票制、二票制をおつくりになつた、一票制一本にしていろいろな議論してきて問題になつた、それで二票制をとることにしたと言ふのならば、やはり両方の案を発表されて、そして公式に各党に打診をなさつた、それも二票制も打診をなさつた、この二票制、一票制、二票制を出されたときの二票制、これにお戻りになるのが一番の筋じゃないかと思うのです。そこをきやなくて、先ほどから申し上げておりますように一票制の、この新聞はまさに的確に言うておると思うのですが、毎日新聞の昨年の六月三日、「一票制の長所を残しながら二票制にした」、言葉はいいですよ。一票制の無所属の出しによって自民党が有利になるという長所を残しながら二票制にしたんだ、こういう批判がなされておるわけですよ。そして「選挙制度改正の歴史をみれば」、これはあたりまえの話だと思ふのですが、常に時の政権政党に有利な改正が行われるのは紛れもない現実ではある。これは周知の事実だと思ふのです。だからやはり、そういう自民党に有利だというのが働いたからじゃないか、これは衆目の見るところだと思ふのです。ちゃんと毎日新聞にこういうものが報道されているわけです。

それから、やはり現在のこの改正案なら、先ほどから野党の協力の話も申し上げておるのです。野党第一党の社会党の協力を当てにできるといふようなこともお考えになつておられたのではないかと思ふのですが、この辺はどんなものでしょうか。

○金丸参議院議員 私どもは、社会党がどのような考えになつておるか、最終的な党としての考えはよくわからなかつたわけでございます。

〔住委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、各党に公平に私どもは私どもの案を御説明申し上げ、また、各党を通じて議員の中には個人的に非常に親しい方もございすから、いろいろな御感想は私どもも承つたりいたしております。ただけれども、自民党といつたしましては、繰り返して申し上げますような経緯で、最終的に二票制の現行案ということに落ちついた次第でございます。

○安藤委員 そこで、各党のお考えはわからないというお話ですが、これは金丸さん御自身の言葉じゃありません。が、やはり選挙制度調査会長としての後藤田さんにも一度御登壇いただく、これはなかなか貴重な大事な意見ですから御登壇いただくのです。こういうことを国民政治研究会でお話しになつていられるわけです。「民社党も同じです。民社党は電力の關係で、一部に反対があるが、それは名簿の順番の問題のようです。電力の代表者は裏表とも亡くなったのです。死んだのです。その關係があるだけで、強い反対とも思つておりません。そこで僕らとしても泥をかけるのはいいのだが、泥のかぶり様だね。少なくとも本会議に出てくれなければ困る。欠席されたのではどうにもならない。うちだけというわけにはいかんでしょう。本会議場で反対するのはかまわないが、本会議に出て来なかつたら、格好がつかない。こういうふうには後藤田先生は言つておられるのです。となると、一応そういうことは自民党の内部としても考えておられたのではないかと思ふのです。

ばかり御登壇いただいてもあれですが、いま野党第一党の話が出ましたから、同じ国民政治研究会で、これは一昨年の二月十八日、社会党の山本幸一先生が登場してみえるわけですが、こういう問題は、拘束名簿式比例代表制の問題についていま社会党案が出されておりますが、それを踏まえての話だと思ふのです。「仮に反対意見があつても、端的にいえば、自民党との話し合いがつけば、正しいと信じたものは、何としても成立させる必要がある。」というふうに言つておみえになるわけです。

ということになると、あれこれ申し上げるつもりはありませんが、先ほどの後藤田先生の本会議に出てくれれば云々というふうなことを含めて見ると、これまでの本法案に対する当院での審議の状況から見ると、そこまで自民党さんは踏んでこの法案を提出しておられるのだろうか、こういうふうな疑問に思わざるを得ぬのですが、その辺のところは発議者としてどういうふうに見ておられるわけでしょうか。

○金丸参議院議員 私どもは案の立案を担当いたしてまいり、憲法上の問題がないように、また、できるだけ参議院の独自の発議できるような案をつくりたいということと案をまとめたわけでございます。ただいま御質問の点はあるいは政治家として国会対策をお考えになつた発言なのではないかと思ひますけれども、これは私のお答え申し上げるような筋合いではないと存じます。私どもは私どもとして、立案を担当いたしました者としてできるだけ適切な案をつくり、これが実現いたしますことは党の執行部のお仕事であり、また国対關係のお方々のお仕事であらう、こういうふうにお考えしております。

○安藤委員 私は公に発表されましたものをもとにしていろいろお尋ねをさせていただきました。いままで私が申し上げた経過によつても、途中でも申し上げましたけれども、一票制案の中身をそっくり取り入れて、そして無所属立候補を締め出すという二票制案をおつくりになつたのだ、これは歴

史的な経過からして歴然だと思ふのです。そこに自民党に有利という党利党略が働いている、これははっきりしておるといふふうに私は思います。この問題についてさらにお尋ねをします。

これは参議院の委員会の段階でわが党の近藤議員が質疑をいたしました中でお示しをし、引用したのですが、自民党がいゆる選挙制度の改正について、たしか独協大学にでしなね、研究を依頼してそのレポートを得て、そしてそれを選挙制度調査会等々でいろいろ議論をなされた、その関係の文書に基づいて私もお尋ねしたいと思ふのです。

この外部に依頼した分析に基づいて自民党の総務局長が昭和五十二年二月九日に選挙制度調査会において報告をなされた。これをもとにして近藤議員が参議院の委員会でお尋ねをしたのですが、この総務局長報告というものはごらんになったことがあるのかないかということ、あればそのポイントのところ、幾つか要点を出しておられるのですが、メリット、デメリットを指摘しておられる項目があるのですが、その辺のところを御存じかどうか、まずお尋ねします。

○金丸参議院議員 私、近藤委員から御指摘がございましたからその文書を読み返してみましたが、また総務局長の御報告も読んだわけでございます。この資料は、中身はもう先生もよく御承知かと思いますが、実は政審の内部の文書ではございませんで、総務局長のお計らいで御依頼になつて作成された文書で、中にこの拘束式比例代表制の長所短所が述べられております。

私も検討いたしました段階でも、なかなか党内にもいろいろな意見がございました。したがって、この文書は、私も自民党の中の政審で結論を得ますまでの本当に一つの資料にすぎません。これが重要な文書であれば、相当な人が記憶に残つておつたと思うのです。せっかく調査して下さった方にどうこうというわけではございませんけれども、文書自身は長短をよく調べてお出しになっておるのでございますので、実

は党内で議論されておりますことと余り違わない、こう申してもいいわけでございます。だから私も、これは調査を依頼して作成した資料ではございませんけれども、それは一つの資料であり、私も結論を得ます動機になつたようなものではございません。これは近藤委員にも何遍もお答えを申し上げたように記憶をいたしております。

○安藤委員 いまお答えになつたように、私もこれは自民党の中でいろいろ議論をなされた一つの資料だと思ふ。これでもう結論を出そうとかどうとかというふうなものではないというふうに思ふ。だから私は、こういうふうな議論を自民党の内部でやってこられておるのではない、こういう趣旨でお尋ねしておるのです。

そこで、金丸さんも後でお調べになつたということですからあれですが、時間の関係もありましてから全部あれこれ申しませんが、この総務局長報告の中に一つの結論として、分析の結果が六項目にわたつてなされておるわけですが、この六項目の方、リスクといふかデメリットといふか、これが指摘されておると思うのですが、そのうちの第二、「党の実体とリストが」、これは選挙候補者名簿のことです。「リストがまるきりかけ離れたものになるのではないか。たとえば共産党や公明党は、当たりのよい学者、文化人を並べることによつて、党のイメージとリストのイメージが全く違ったものになるのではないか。」こういうデメリット。それから五番目、「既成政党は、リスト作成やイメージから苦しく、新興の政党は有利になり、多党化現象を起し社会混乱となるおそれがある。」こういう指摘があるわけですが、

私思ふのですが、これは金丸さんもすでに御承知のはずですが、この第二のデメリット、この文書の報告によりまして、共産党や公明党が当たりのよい学者、文化人をたくさん並べて票をたくさん取るのではないか、これを食いとめる方法を考へなくちゃいかぬというので出てきたのが供託金倍増、そして没収規定で、当選者の二倍を超した

のは没収する、こういうことで抑えつけようとしたのではないか。これは当然出てくるあれですよ。それから五番目、リスクが多い、だからこれは無所属立候補を抑えるという議論の発端になつたのではないか、こう思うのですが、そういうことをお考えになつたことはないのですか。

○金丸参議院議員 結論的に申し上げますと、そういうことは全然ございません。自民党の中にも、拘束名簿式をとることが果たして自民党にいいのかというふうな根強い御意見があつたわけでございます。

私も、たびたび申し上げておりますように、現在の全国区制度の持つております欠点と言われるものを取り除くには政党本位の選挙にし、かつ拘束名簿式に改める以外にはなからう、こういう結論からでございます。いろいろ御指摘の点はございまして、これは党内でもいろいろと議論されております点で、これによつてどの政党が特に有利とか、そういうことは考えておりません。拘束名簿式によりまして各党が得票数に比例した議席の配分を受けるというのが、やはり一番合理的だといふような考え方からでございます。

○安藤委員 こういうふうなデメリットを指摘した総務局長報告の基礎になるのが、独協大学に依頼をして得た分析がたまたま台になつておるのですが、この分析の中にも「有権者が個人を求め魅力ある一人一党へ流れる」おそれがある、こういう指摘があるのです。それから、「独自の組織をもつもの有力なタレントなどが政党リストの順位によつては独立」をしていくということから、こういう分析があるというので、無所属を排除する、無所属立候補を認めないということになつたのではないか。これは議論の過程のそのうちの資料だ、自民党内で議論をされてきたその過程を示すものだといふふうにおっしゃるから、よけいこういうふうな議論がこういうふうな資料に基づいてそういう方向へ議論をなされてきたという事実が後づけされるのではないかというふうに申し上げ

ておるのです。そこで、結局、いろいろ議論を自民党の中でなされたのですが、そんなにデメリットがたたくさんあるのならその案はもう白紙にしてしまおうじゃないかといふようなことをお考えになつた段階があるんじゃないのですか。

○金丸参議院議員 御推測になりますものでもっともかと思ひますけれども、独協に依頼いたしました文書に記載されておりますようなメリット、デメリットは、党内の議論でも多くの方から言われておつた点でございまして、その文書が動機となつて私どもがこのような結論を得た、無所属の立候補を認めないようにしたということは全然ございせん。この点は明確に申し上げておきたいと存じます。

○安藤委員 いまの、私が、白紙に戻すというふうな議論が出て、そういうふうに一応申し合わせたといふことは推論みたいなお話があるのですが、これはいまから四年前、昭和五十二年二月十日付の読売新聞にそういう報道がなされておるのです。「自民、拘束名簿式、結局、白紙に」といふ見出しがついて、もう一遍出直そうというふうなことになつたといふ報道がなされておるのです。そこで、デメリットをなくそうというので、いわゆる町村プロジェクトチームというのでございまして、いろいろ議論をなさることになつた、こういうふうな経過はそのとおりじゃないのですか。

○金丸参議院議員 新聞の報道でございまして、私は主観も交へられておるのではなからうかと思ひます。自民党内の検討の過程におきまして、白紙に戻すといふことは、私は五十二年に参議院に出していただいて、五十二年からこの選挙制度の改正に御協力いたしましたけれども、私の記憶ではございません。

拘束式の名簿の長短についていろいろな議論が行われました。いろいろ議論が行われましたので、そのような推測の記事も出たのかと思ひますけれども、方向としてはやはり拘束名簿式が参議院の自民党の大勢であつたと私は思つておりま

す。そういうことをバックにして案をまとめようとなさいましたのが町村先生でございまして、私が町村先生のお手伝いを申し上げて案の取りまとめに当たった経過がございまして、白紙に全然戻してしまおうというようなことは、参議院の自民党には一遍もございせんでした。

○安藤委員 私は公に出されたあれでいくのです、これは読まばかりではなくて、ほかの新聞も、白紙にという見出しをつけて報道しておったのです。

そこで、町村チームができて、いろいろおやりになったわけなんです、この町村プロジェクトチームが、これは一つの報告をおまとめになったのです。参議院選挙制度の改正について、というのを報告してみえておるのですが、これが、その翌月の五十二年三月二十八日に報告書がで

上がったおるのですが、この報告書の中に、「政

党その他の政治団体は、候補者名簿を提出するこ

とができるものとする。ただし、一定の資格を有

する政党が候補者名簿を提出する場合を除き、一

定数以上の選挙人の同意を得ることを要するものとする。」それから、「選挙人名簿に登録されてい

る者は、一定数以上連署して、候補者としてよ

うとする。」というのが入っているのです。とな

ると、これは、昨の一票制、二票制のときの二

票制、これと同じものがこの町村プロジェクト

チームの報告書、これは町村プロジェクトチームが

相

当回数、プロジェクトチーム九回、小委員会三回

開催して、慎重に審議を行った、その結果出され

たのに、いわゆる無所属立候補の問題について

は、いま私が読み上げましたような報告がなされ

ておる。これは無所属立候補を認めているじや

ないですか。それは御記憶ありますか。

○金丸参議院議員 この点は先ほどお答えを申

し上げたとおりでございます。町村先生のこの報

告書は、五十二年の案でございまして、先ほど

も、無所属の問題、一票制、二票制に関連してお

尋ねがございました際に、無所属の方を選挙人名

簿に登録されている人が一定数連署して候補者

を立候補させることができる、こういう案があ

ったということを申し上げましたのがこの町村案で

ございまして、その後、先ほど申し上げましたよ

うに、いろいろと党内で議論をいたしました結

果、政党選挙を徹底するというところから一票制

に近いものになりました、それをまたやめて二票

制になったわけでございますけれども、無所属の

問題につきましては、このような案が過去にはご

ざいましたけれども、政党本位の選挙制度を徹底

するというところで最終的に腹を決めた、という

経過でございます。

○安藤委員 町村チームの報告書も、いろいろ自

民党の中で議論をなさったこれも一つの経過なん

です。

そこで、いまの町村チームの方の流れで、町村

チームの報告が出たことに関連して、その後の自

民党の中でいろいろ議論というのを新聞の報

道等々で私は追ってみたいのです。そうすると、こ

の案に対して、これはあれですが、いろいろ無所

属の立候補を認めるという問題について警戒論が

自民党の中で出てきて、これはやはり問題だとい

うようなことになったのではないかと私は思うの

ですが、これは、たとえば、昭和五十五年の八月

の初め、これはチームの初会合、金丸さんが座長

についておられるところで、五十五年八月です

からね。このときに、こういう発言を——五十五年

ですと、松浦さんももうプロジェクトチームのメ

ンバーだったですね。うなずいておられますから

後でこれをお尋ねしますが、松浦さんがこういう

発言をしておられるのです。「無所属の市川房枝、

中山千夏、青島幸男、美濃部亮吉の四氏がもし党

を作れば、九人も当選になり、自民党に不利だ

というふうにおっしゃったという報道があるのだ

ですが、これは間違いないですか。

○松浦参議院議員 何の報道でございましょう

か。それをちょっとおっしゃっていただきたいと

思います。

○安藤委員 私が、いま例に似ず出所を明らかに

しなかったのはあれですが、これは共同通信社の

「選挙情報」、これのとおり。括弧をつけて松浦功

氏と書いてある。こういうようなことをおっしゃ

ったことがあるのではないかと。ということは、や

はりこれは無所属を認めてはいかぬのだ、自民党

に不利だという議論がなされた歴然たる証拠では

ないかと思うのです。そして、松浦さん御自身の

発言だというふうにおっしゃっております。松浦さん

自身もそう考えておられるのではないかとと思うの

ですが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私は役人出身でございますの

で、揚げ足を取られるような発言は絶対にしてい

ないと思っております。

○安藤委員 揚げ足を取るかどうとかというこ

とはではなくて、私は厳然たる一般に報道されてお

るもので言っておるのです。

そして、同じ発言が、これは同年九月十六日の

朝日新聞に、これは「ある全国区選出議員が」と

いうことで載っておるのです。それと同じ文句が

こちらに載っておるのです。松浦さんと名前まで

入れて。だから、これはやはり松浦さんのお言葉

じゃないかと客観的な報道されている事実をもと

にして私はお尋ねしているのですから、それをい

まさらそういう揚げ足云々というようにすること

でまかしちゃだめですよ。

○松浦参議院議員 私はいろいろと計算もいたし

ましたので、それらの方々が一緒になって一つの

会派をつくれれば八議席ないし九議席という形に

なるのですよ、無所属の方も一緒に手をお組みに

なれば決して損しないでしょう、こういうことを私

はいつも申し上げております。それをそのように

お書きになったことだと思っております。

○安藤委員 朝日新聞の報道は、「六月の選挙の

得票実績で試算すると」というのがあります。

だから、それで試算をするところなるわけだ。そ

して自民党は不利になるといふ言い方です。だか

ら、やはり無所属締め出しというねらいは、自民

党に不利になってはいかぬというのがあるのじや

ないですか。

それで、さらにもう一つ紹介をしておきましょ

うか。たくさんあるのですよ。

読売には、自民党の選挙制度調査会の方の一人

の意見として、「もし大きな業界、宗教界などの

組織をもった候補者を名簿の下位に置くと、自民

党を離れて無所属で立つ恐れがある」という指摘

がある。

それからこれも新聞に載っておることなのです

が、山東昭子さん、この人は、「政党だけの選挙

運動では確実に集票力は落ちるわよ」というふう

に断言をされて、「名簿で下位になるなら、独立

して闘った方が得でしょう」というような意見

も出されておるのです。だから、自民党としては

そげなことになっては大変だということで、松浦さ

んの言葉にもありますように、やはりこれは無所

属を制限する、規制する、認めない、こういうふ

うにお考えになって、この改正案をおつくりにな

った、そしてお出しになった、そうとしか言えな

いと思うのですが、どうですか。

○松浦参議院議員 いろいろ考え方もあると思

います。そういうふうにお考えになられるのも一つ

の考え方かもしれません、ここまではつきり申し

上げたいことは、私はあくまで過去に選挙制度に

若干携わった者として、客観的に一つの選挙にお

いて政党と個人とが同じ選挙制度という土俵の上

で相撲をとるということはナンセンスである、そ

ういうことは制度として成り立ち得ないという基

本的な考え方を持っております。したがって、先

ほどから大久保先生の独協大学の調査の問題、こ

れも私は当選していませんでしたから知りませ

んでした。また調査の過程でそういうことを頭に

置いて議論もいたしませんでした。おおよそ選挙

制度というものはどうあるべきかというこの筋を

貫く主張をしてきたつもりでございます。恐らく

現在この選挙法案の作成に携わった者の中で、こ

の選挙制度で選挙を行って自民党がひどい目に遭

いはしないかというのを一番心配しておるもの

の一人だと私は思っておりますのでございます。いま

のように、無所属を締め出すことが自民党のため

に

に

に有利だ、そのためにそういう制度にする、そういう考え方は毛頭考えだとはございせん。私は、現在でもこの制度が通りました場合自民党がどうなるだろうか、ひどい目に遭わないだろうかということを一番心配している者の一人でございます。

○安藤委員 おっしゃることはなかなかいろいろおっしゃるのですが、まさか党利党略でございませう。私などは毛頭考えだとはございせん。私は、歴史的な事実としてこういうふうな一般の世論は見ているのだという一つの証拠として、いろいろ発表されたものをもとにしてお尋ねをしてきたわけなんです。だから、これは衆目の見るところではないかと思うのです。だから、今度の法案の中には、無所属の人は何人か集まるにしても一人当選するために九人の立候補者をつくって云々というようなことになるにしても、個人名を冠するようなのはだめだ、こう法案にありますね。そうすると、やはり山東昭子さんのように、私は出てしまふ、有名人だったら出れる、それは何とか個人名を冠しないかというふうなところから、それから、それを封じ込めるというふうなことで、やはり無所属を締め出す、そして自民党の有利なものを作る。先ほどもちょっと前にも御紹介いたしました、おおよそ選挙制度というものは、これをつくろうとする政治団体、政治勢力にとつての利益を考へるのあたりまえだということだ、これが公然と指摘されていることだ、と思うのです。だからどうしてもそういうふうな考えになつてきているのではないかと。いままでずっと私がお尋ねしてきたことの流れから見ても、これは実ははつきりしてきている。だから、その辺のところも十分お考えをいただいて、そういうふうなものではないかというのを示す意味においても、わが案もすぐ出しますけれども、いろいろ修正の話もあります。だからそういうわが案の抜本的な修正ということも含めてお考えいただくと、このことを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○久野委員長 小杉降君。

○小杉委員 それでは質問をいたします。

私は、現在の全国区制度が非常に金がかかる、あるいは候補者にとつて肉体的に大変な負担である、あるいは日本列島すべてを選挙区とする大選挙区で八千万の有権者がこれを選挙するというのは非常にむずかしいというふうなことから、今回拘束名簿式比例代表制というものをとつた、こういう考え方については、大筋において支持をしているものであります。しかし、私も先日から参議院で行われました質疑を全部速記録で調べてみましたし、また先般の衆議院の本会議あるいはきよの、あるいは先週からの質疑でも明らかになっているところでありまして、特に無所属立候補の問題、個人立候補の問題というのがやはり集約的にいま問題になってきていると思うのです。

先日から参議院の答弁では、公共の福祉という観点から一定の規制がなされることは憲法の許容するところだという答弁もありました。それからいまの御答弁でも、政党と個人とが同じ土俵で選挙をするのはどうもなじまない、こういうお話もありました。しかし、いま現実の姿は、有権者の三五多までが無党派ないし無所属支持であると言われております。そして党派に所属しないことを一種の政治信条としている人々もいるわけですし、そういう人々の立候補を妨げることが果たして公共の福祉という観点から単純に許されていいのかどうかという点で私は問題があると思うのです。

ヨーロッパの例を見ても、拘束名簿式比例代表制をとっているところでも、たとえば有権者の一割とか千人の署名を集めれば立候補を認めている、こういうケースもあるわけですが、無所属候補を認めない理由というのをもう一度わかりやすく説明していただきたいと思うのです。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。今回の御提案申し上げております制度は、政党本位の選挙ということでございます。そして、国民の皆様の意思を政党というものを媒体として国政の上に正確に反映をする、これが基本的な考え

方でございますので、政党本位の選挙を貫くというたてまえからいたしますれば、個人の立候補を認めるということは矛盾をする、こういう考え方から、政党のみに名簿提出を認めるということにいたしましたわけでございます。

それともう一つ、選挙制度という側面から眺めました場合に、政党と個人とが同じ土俵の上で相撲をとるといふことは、いかにも制度として不可思議と申しますか、なじみにくい問題になってくる。

この二つの理由からと御理解をいただければ幸せだと思っております。

○小杉委員 それでは、政党と個人が混在するのはまずいということであれば、一人でも政党の要件を備えておれば政党としてみなすというふうな考え方はできないのかどうか。たとえば、ヨーロッパでやっているように、有権者の一定数以上の署名を持つとか、あるいは個人の名前をその団体の名前として使わないというふうなことでそういう一人一党を認めて、その場合には、政党としての要件をいま私が申し上げたようなことをつけ、政党として扱うというふうなことは考えられないかどうかです。

○松浦参議院議員 政党というのは、判例にもございまして、やはり複数の人の集まりということでございますから、一人一党ということとは私どもは考えられないのではなからうか、このように存じております。

○小杉委員 それでは、一体ヨーロッパがそういう一人一党を認めているというのは研究されたことがあるのかどうか、そして具体的にどんな弊害があるのか、その点もしおわかりでしたらひとつお示しをいただきたいと思うのです。

○松浦参議院議員 選挙の風土というものは各国において違ひますので直ちに外国の例をそのまま導入するといふことがいかにどうか、これは問題があると思ひますけれども、世界でいま小杉先生御指摘のようなものを認めているところもござい

ます。しかし、そういう形にいたしますために非常に多党化をしていくというふうなことから、逆に西ドイツのように五％条項というふうなものを結果的に設けていくというふうな例も出てくるわけでございます。わが国の有権者にとっては余り複雑な制度はわかりにくい、わが党がいま提案している制度が一番わかりやすい、こういう考え方でもやっております。

○小杉委員 現在の制度から変えるということになりますと、法律論もさることながら、やはり現在の実態をもとに考えていく必要があると思うのです。一方では、参議院全国区のいところから出られなかったような人が出られるという利点もあるわけですね。それで、政党が無制限にできちゃうのではないかと、たぶん出たとしても本当に全国区で当選できるだけの票を獲得できるのは、それはもう何十人とか何百人という単位ではないかと思うのです。せいぜいいま程度のことであるとしたら考えられないのですけれどもね。

私は、一面そういうものを認めてやってみて、変な害が出てくるようであればそのとき、ほかの選挙運動についてもあるいは供託金の問題とか記号式の問題とかまだいろいろ検討の余地あり、審議を慎重にやってみてくれという先ほどの御答弁です。そういう点でも一人一党を認めて、一体どんな弊害が出るのか一回やってみて、どうしても弊害が出過ぎるということであるならばそのとき変えればいのであつて、私はそういうふうな考えなのですが、どうでしょうか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。政党本位の選挙といふことを考える以上は、名簿を提出できる政党はやはり政党らしい政党といふふうな考えでいくべきだと思ひます。したがって、一人一党といふものはこれは政党とは考えられないわけでございますから、そういうものはこの制度になじまない、こう考えざるを得ないと思つておるわけでございます。

○小杉委員 政党らしい政党といふのは一体何を

で選んできたわけですが、今回は政党内投票するということ、有権者の側としては従来も政党で選んでいる人もいれば個人にウエイトを置いて選んでいる人もあると思うんですね。今度改正されて政党本位の選挙になったとして、その投票行動というか有権者の何を基準に決めるか、党で決めるのか、人で決めるのか、そういう点は変わるかどうか、その点いかがでしょうか。

○松浦参議院議員 党が国民の皆様方の媒体として国会にその意思を伝えるという形になるわけでございまして、党があくまで中心になってまいります。したがって、政党名を書いていただくという形になるわけでございます。先生がおっしゃっておられるように、政党本位で選んでいる方もお

れるかもしれないけれども、今度の制度のもとでは政党の政策が一体個人個人にアピールするかどうか、そういうことを中心に選ばれるものと考えます。またさらに、当該政党の名簿に載っている人に好ましい人間が大ぜいいるかどうかということもあわせて御判断をいただくといいことになるかと思ひます。

御指摘のように三〇％前後の無党派といひます。

か、政党を必ずしも知らない人かいる」ということも世論調査の結果事実でございますが、そういう方々の中にも名簿を提出した政党の中で最もベターなものを選んでいただくという形において国民の意思が国会に反映される、こういう考え方で立案をいたしております。

○小杉委員　今度の改正案ですと、たとえばはが

きな傍とりますと、候補者一人についていますでは十二万枚あって、たとえば候補者は大体九十人前後ですか、そうしますと仮に百人立候補したと仮定いたしますと、いままでは全国区候補は千二百万枚のはがきが配られていたわけですね。それが今度はがきというのは一切これがなくなってしまう。それからポスターにしても、いままで候補者一人十万枚ですから、百人立ったとしたら一千万枚、これが全国にばらまかれていたわけだった

たのが、今度は政党的み七万枚、五人追加ごとに五千枚ふえていきますが、これはせいぜいふえたとしてもわずかなものでありまして、一千万枚が七万枚ないしそれに近い数に激減をするわけですから、それから新聞広告も、いままで候補者一人につき六回あったのが、百人ですら六百回減っていったわけですが、今度は政党的み二十五人を限度とした数に減って寸法を決めるということで、回数も未定ですが、まずこの辺、新聞広告とその次のテレビ、ラジオの政見放送、これも従来は一人につき三回認めていたのが今度は政党的みというふうになります、この辺は改正後は一体どういうふうになるのか、具体的にもし腹案があればお知らせいただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 詳細なことは自治省の方で政令なり具体的には命令で定めることになると思ひますが、私どもの考え方は、名簿登載者数に応じて決めるということでございますので、いままでとはほぼ変わりのない形、名簿登載者一人について大体変わらない、あるいは少し少なくなる程度の余裕を持って実施できるものと考えております。

○小杉委員 新聞広告は、いままで候補者一人について六回というところは六百回分ですね。これを従来と同じように使うということですが、これは今後法律で決めるのじゃなくて、政令とか省令とかいうことになると思うのですが、それはどういうところで規定をするわけですか。

た場合も、十人立てれば三十分でございまして、放送局の方との連絡がついて物理的に可能であるということであれば、三十分一回でやってみようという方法もあれば、六分ずつ五回やってみよう方法もある。その辺は党の御判断にお任せをしたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○小杉委員 それからテレビとラジオ放送については、これは自治大臣と放送局が時間とか回数を協議して決める、これは二十五人限度ですね。しかし、これだけではなくて、これはいわゆる公営選挙で公費負担でやってくれる回数であつて、そのほか政党的な確認団体が政策広告をやる場合には、有料なら何回やってもいい、これは無制限にできるわけですね。そうしますと、お金がたくさんあるところは選挙中といえども、公費負担にできるわけですね。でも、ほとんど無制限にできるということになっていくわけですね、これは現行法によるといふことではある、そうなるのは非常に不公平、いわゆるお金のところはどうなんですか、この辺は規制をしないでいいのでしょうか。

○松浦参議院議員 現行制度のもとで別にこれといった弊害は生じておりません。と申しますのは、無制限にできるのは政治活動でございますから、政党的な政策のPR、そういうものだけであつて、投票依頼にわたるようなテレビ放送はできないわけでございますから、無制限にこれが広がっていくという心配はないものと考えております。現行制度と何ら変わらないというふうに御理解をいただければ幸甚でございます。

し、実際にやってみてこなかったことは言えると思うのですよ。しかし、今度は個人の選挙運動を全部禁止してしまつて、しかも政党名を書かせるということになれば、これは競つて政党として政策活動なりPR活動というのはやはり大いにやらざるを得ないということ、この辺も勘定を掛けておく必要がないかどうかということですね。

○松浦参議院議員 本来、政党的政治活動というのは自由であるべきものでございまして、私どもはなるべくこれを制限しない方がいいという考え方、これは手をつけておらないわけでございます。現行制度と変えないということ、いまのような御指摘もあろうかと思ひますが、政党的な余り介入するということはどうか、こういう気持ちでおります。

○小杉委員 選挙公報、これについては従来候補者一人につき六百字以内ということですが、これもさっきのテレビ、ラジオ、新聞広告と同じ考え方でいくのでしょうか。

だ、これは一昨年のダブル選挙当時の価格を基準としたものだ、御承知おきいただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 この字数も人数によつて動いてまいりますので、それを一まとめにして大きな新聞広告を出さず、いままでのような形で何回も出すか、これは政党的に任せざるつもりでございます。もちろん、公営費との関連もございまして、新聞紙の紙面の状況との関連もございまして、大体いままでに近いものを名簿登載者一人当たりで確保するように努力をしていきたいというつもりでございまして、規定を設けました。

○小杉委員 先ほど大林部長は、選挙運動の総量はどう変わるかというのにはまだ検討していないということでしたが、公営の費用の方は検討しているというお答えだったですね。どう変わっていくのか。たとえばいま公営の部分というのは、ここに挙げた部分で大体どんなものがあるのか、このかたというのはおわかりになりますか。

○大林政府委員 御参考のために、現行の全国区で個々の候補者の方々に對して行つております公営の種類と金額をちよつと申し上げてみます。た

○小杉委員 減額になる部分というのがその当時の費用で約八億四千万ということですが、これは物価

○小杉委員 減額になる部分というのがその当時の費用で約八億四千万ということですが、これは物価

補者でございます。そうなりますと、七万枚のポスターの中に地方区の候補者の名前をなせ書かさぬかとか、いろいろむずかしい問題が出てまいります。一つの御提案だと思えますけれども、われわれはこういう形であつたと割り切った方がよいと思つて割り切つた、こういうふうに御理解を願います。

○小杉委員 たとえば、いま全国の自治体は幾つあるのですか。三千幾つありますね。三千で単純に割りますと、一区市町村に大体二十三枚ぐらいです。よ、しかも、これは個人名も書かなければ、名簿の登録順も書かないということ、全国の候補者はどなたが出ているのかということ、七万枚だけで果たして本当に周知徹底させられるのかどうか。いままでとがらつと変わつてしまつて本当にいいのだからかと思うのです。ちよつとくどいようですが、私は現実問題として、いま地方区の例を挙げられましたが、地方区とか衆議院は従来どおり個人でどんどんPRができるわけですが、全国の候補者というのは本当に局限されてしまつて、七万枚、氏名も書かない、順位も書かない、それで各市町村に二十枚程度ずつしか張れないというやうなことで、全国区にりつぱな候補者を出すのだという今度のねらいが果たして本当に達成できるのかどうか、非常に疑問に思ふのですけれども、その点はどうでしょうか。

○松浦参議院議員 選ぶ一番主要な要素というのは、やはりそれぞれの政党の政策だと思ひます。これにつきましても、日ごろ、国民の皆様方はマスコミ等を通じてわかつてはるでございませう。そういう意味で、公報なり、テレビなり、ラジオなり、そういうものを通じて名簿登載者がだれであるかということが理解いただける、足りるのではなからうか、私もはそう判断したわけでございます。しかし、小杉先生のおっしゃられるやうな考え方も一見識であることを否定するわけにはまいりません。そういう意味で、私は、慎重

に御検討いただきたいということを申し上げておるわけでありませう。

○小杉委員 いまテレビ、ラジオの話が出ましたけれども、最近の科学技術の進歩というものは非常に目を見張るものがあるわけであつて、テレビ等の活用、あるいはそのほかの媒体も大いに取り入れるべきだと私は思ひます。また現在のテレビ政見放送、ラジオ政見放送というのは、たとえば民間放送がわずか五秒とか十五秒の短い時間帯にあれば、新聞の内容を持つてゐるのに比べまして、あのテレビのカメラの前には座つて、四分半です、非常に単調——見る側にとつても単調であります、たとえば今度はスタジオに政見ごと候補者を全部呼んで対談をさせるとか、あるいは党首が出てきて一人一人スタジオで紹介するとかということ、若干従来よりは工夫の跡が見えるやうに思ふのです。たとえば、各政党にフィルムを公費で負担をして、そして地方にロケに行つたりいろいろアイデアを駆使してやれば、いま一人当たり四分半とか五分半なんという、いま民間放送のゴールデンタイムなんかでは一秒間何十万円という相場をやつてゐるわけですから、公費の負担を減らすという面でも、いまのテレビ放送のやり方というのは、あんな単調なやり方じゃなくて、もう少し立体的な、あるいは機動的な、か、そういう工夫をすべきじゃないかと思ふ。またテレビだけじゃなしに、いまテレビでも多重放送とかいろいろ出てきておられますし、新しい媒体をどうして活用するといふやうなことも考えるべきだと思ふのですけれども、そういう点の工夫がまだまだ足りないように思ふのですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○松浦参議院議員 今度の法案の中では大分いままでの考え方を變えておるわけでございます。名簿登載者一人当たり四分半から四分と決まると、十人立ててゐるところは四分の枠があるわけでございます。その四分を一回でおやりになるということも、NHKの方との関連で協議が調えさえすれば結構だと思ひますし、また二十分に

分けて、小杉先生のところでございしたら、党首を含めて五人なら五人で政策対談をやるというやうなことも、NHKが技術上認められるということであればそういうものもできるやうに考えていきたい。一歩でも二歩でも、もう少し国民にたいへんやうな政見放送にするやうに努力をしていきたいといふ考え方で今度の法案ができてゐるやうに御理解をいただいて結構でございます。ただ、繰り返して申し上げますけれども、時間の配分等でNHKで技術上困るということについては御容赦を願ひたいと思ひます。

また、一番初めに御指摘いただきました、どこかでロケをしてきたフィルムを流すというやうなことは今回の制度でも考えておりませう。

○小杉委員 具体的に指摘すれば、今度變つてもまだ非常に疑問点がたくさんあるわけですから、ここですべてを羅列することはできません。この中で、これはもうこの辺で打ち切りませんが、いま御答弁をずっと聞いておられます、非常に含みのある御答弁があつたわけですが、これからこの問題を審議するに当たつて、こういう具体的な問題についても各党とも関心を持つてゐると思ふので、提案者の方でも積極的に各党の意見を聴いて、修正するところは修正するといふやうな姿勢でいくべきだと思ふのですが、そのお考えを伺ひたいと思ふのです。

○松浦参議院議員 同じ繰り返しになりますが、金丸先生も毎回御答弁申し上げておりますが、に、わが党の案がベストであるとは決して考えておりませう。したがつて、十分慎重に御検討いただきたいとお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○小杉委員 これがこの委員会を通るか通らないか、これからの問題ですけれども、たとえば各党が合意した部分については附帯決議なり、あるいは今回間に合わない場合は臨時国会で修正部分をつくるか、そういうふうな柔軟に対応する用意があると考えていいでしょうか。

○松浦参議院議員 そういう考え方がないと考

えておりませう。○小杉委員 あと少し、時間が限られてきましたので、二、三点伺ひたいと思ふのです。私は、この前の本会議で供託金の問題、記号式の投票の問題等取り上げましたので、きょうは繰り上げ当選の問題について触れたいと思ふので

す。○松浦参議院議員 今度、繰り上げ当選の資格を六年間認められているわけですが、現実問題として、これはたとえば先日堀崎先生が自分の体験談を語られましたけれども、全国区で次点になられた後いち早く衆議院に転進をする、あるいはほかの政党でも、参議院の地方区に立つておいて次の知事選挙の名前を売るために出るなんというケースだつて皆無とは言えないわけで、恐らくいままで現実の選挙をずっと追跡してみますと、六年間も次を期して捲土重来でじつとがまんして備へてゐるという方はそんなに大ぜいいないのじゃないかと思ふのです。たとえば途中でほかの公職に立候補したり、そういうことで、私は三年ごとの半数改選時に調整する方法を考えた方がいいのじゃないかと思ふのですが、どうでしょうか。

○松浦参議院議員 六年間といたしたのは、任期が六年でございませう。そこで、選挙のときに国民の皆様方はその党に六年間ということ、議席を与えたといふやうに考えるのが至当であらう、それで六年にわたつてございませう。三年という説も検討の段階にはございませう。しかし、三年にいたしますと、必ず欠員が出るわけでございます。六年でございませうと欠員が出ないわけでございます。やはり欠員が出ない方が選挙制度としてはベターでなからうか、こういうことも配慮に入つておるといふやうに御理解をいただけたら幸せでございます。

○小杉委員 現在だつて欠員というものはあるわけですが、それから今度の法案でも、四分の一です、それ以上欠けた場合には補欠選挙ができるということになってゐるのですから、こういう時代の變化の激しいときに六年間ずっと認めてい

というのはどんなものか。やはり国民の意識もどんどん変わっておりまして、有権者の側だって、死亡したり六年の間には気持ちも変わったりする。それをずっと拘束していくというのは余り現実的ではないのじゃないか。しかも、その次点以下の名簿が、六年前のものが残っていて、また三年前のものが残っていて、どっちを繰り上げるのかという。それは今度の法案では、そのときの名簿の人を上げるということになっていきますけれども、中にはもう次の三年後の選挙にまた出ている人もいますし、そういう点では六年間というのは、国民意識が変化している、あるいはその候補者の方も事情が相当変わるということを考えますと、どうも少し長過ぎやしないか。まあ、これは例に出すのは妥当じゃないかもしれませんが、運転免許証に於いて三年ですし、車検の期間に於いて、今度延びたといつた三年ですし、私は、いまの時代に六年間なんというのはこれはもう相当固定の考え方を過ぎると思うので、この辺はひとつ意見として申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一度供託金の問題について申し上げたいと思うのですが、私はこの供託金の問題は政党要件とやらは関係にあると思うのです。政党に要件を三つつけまして、そして、しかも、政党に対する信頼感というものを中心に考えている以上は、いまの供託金の発想というのはいわゆる泡沫候補とか名義候補を排除しようということなんです。これは政党要件で政党を縛って、さらにまた供託金を取り上げるといふのは、二重に規制をすることになるわけですし、それから今度の選挙費用も、先ほどの大幹部長の説明ですと従来よりは減るということもありますし、また、いま選挙公営化を求める声というのが非常に多くなっているわけなんです。私は、むしろ政党の要件をつけるならば供託金というのはいさぐさじゃないかというふうに思うのですが、

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
繰り返し申し上げておきますように、現在の個

人本位の選挙のもとにおける供託金というのは、泡沫候補の制限という一つの目的と、それにあわせて公営費用の一部を分担していただくという思想から発しているように伺っております。政党選挙になりまして、公営部分の一定割合の御負担を願うという思想はそのままでございますし、それから党に對して、その党が政党らしい政党として信頼されていなくて、その意味ではなく、その名簿に載せる者の数が泡沫にわたらないようにという思想が入っていることを先ほども御答弁申し上げたのでございます。そのように御理解をいただければ御納得いただけるのではなからうか、こう考えております。

○小杉委員 最後に、名簿作成時の不正についてということ。今回罰則規定がありますけれども、名簿の選定に当たって、選定機関の名称及び構成員の選出方法、名簿登載者の選定の手続を文書で報告をして、適正に選定が行われたことを誓うことになっていきますけれども、この事実だけがチェックをするのでしうか。

○松浦参議院議員 政党の内部に立ち入ってそれが本当にきちんとしていっているかどうかというのをチェックする権限はどこにもないと思ひます。しかし、一応法律の上では、選定機関の名称あるいはどういうふうな選定機関が任命されたか、あるいはどういうふうな選定をするということとを定めておいて、それから任命をしたか、そういったことはちゃんとやりましたということ、政党はうそをつかない、良識のかたまりであるという形で、宣誓書を出してもらって、まともに行われたということを確認していこう、こういう考え方でございします。

○小杉委員 これは参議院でも大幹部長が答弁しているのは、中央選挙管理会には事実調査の権限は全くないということ。これを答弁されておりますし、いま松浦さんの答弁でも、行政がこれに立ち入るということになれば結社の自由を侵すことになるということ、もっぱら政党の良識に信頼をするということなんです。これが果たして本当にこ

ういう文書の報告に誤りがないかどうかというのをチェックできないというのは、ちょっと法が不十分というか不備というか、その辺どうなのかという疑問がぬぐい去れないわけです。

それから、名簿の選定に当たって万が一不正があったとわかったときの罰則はどうなっているのか。これは当選を取り消すくらいに厳しい処置があつてもいいのじゃないか。それが政治に対する信頼を確保するということがなされると思うのですが、こういう場合の罰則というのは一体どうなつていましてしうか。

○松浦参議院議員 選定機関に絡む贈賄、その贈賄の方が名簿に載つて当選した方で、その罪に問われて有罪になれば、当然議員の身分を失います。それ以外に身分を失うということはありません。で、また選定機関が罪を犯したからということ、十人なら十人当選した者が全部身分が飛んでしまつてはこれは大変でございます。そういうことからいいますように御説明を申し上げる以外に方法はない、こう考えております。

○小杉委員 時間が来ましたが、どうもその辺がまだちょっとあいまいだと思ひます。やはり事実を監視する公正で実権を持った人とかあるいはそういう機関がなければ罰則の規定が幾らあつたとしてもそれはすでに死文化してしまふんじゃないかというふうに思ひます。それ、この点についてはどうお考えですか。

○松浦参議院議員 現在の罰則のたてまえですべてそうでございます。選挙違反かどうかというものを選挙管理会が認定するわけにはいかない、事実こういうことがあつてこれはおかしいじゃないかという他人からの訴えによつて捜査当局が手を入れる、こういう形になります。全く事態は同じであらうか、こういうふうに考えます。

○小杉委員 以上で終わりますが、まだまだ検討すればするほどいろいろ従来と大幅に変更になりますので有権者側もあるいは候補の当事者もいろいろと迷う点が多々ありますので、これはやはり各党、各会派の意見も十分に参考にならう

よいものに練り上げていく努力を提出者として、諮議者としてやっていただくことを特にお願ひをして、私は質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 中村茂君。

○中村(茂)委員 先般、提案理由の説明をお聞きしたわけでありまして、その中に「全国区制度の改正につきましては、まず参議院にふさわしい人を、より得やすい制度にすることが必要だと考えます。」というふうに説明されているわけでありまして、これを二つに分けて質問いたしたいと思ひます。

参議院にふさわしい人とはどういう人かお聞きいたします。

○金丸参議院議員 できるだけ全国的な視野から、またできますならば専門的な知識、経験と申しましようか、そういうことにたけた方ということが参議院の制度が創設されますときから言われております。私ども、できるだけ衆議院と違ひまして参議院は長期的な視野に立つて物事を調査もなさり、判断もなさる方が適當ではなからうかと考えておりますが、今度名簿式にいたしますと、うと、各政党で人選をなさつて政党が責任を持つて当選ができるようになさるという制度でございますので、私どもはできませんならば各政党がそのような人を候補者として名簿にお挙げになつて当選を期していただく、そうすれば従来は金銭の問題とかあるいは選挙のいろいろなむずかしい問題とかでいわば出られない、出たくない人も名簿に載せることによつて政党がそういう人を参議院議員に送り込まれる、そういう意味でふさわしい人がより得られやすくなるのではなからうか、かように考えておられるわけでございます。

○中村(茂)委員 説明をお聞きしたのですけれども、そういうことを明確に規定してあるものは一つもないですね。ただあるとすれば、被選挙権について衆議院は二十五歳、参議院は三十歳、この開きがあるということ、いま言われた全国的視野ですら全国区は全国的に選ぶことができるでしょう。専門的、こういうふうに言われますけ

れども、ではそういう人を選ばなければいけないということはどこにもないわけですね。

そこで、少し調べてみたんですけれども、古い話ですが、第九十回帝国議会の衆議院の参議院議員選挙法案会議録、これは第二回ですけれども、昭和二十一年十二月二十一日、この議事録の中に、公職選挙法の改正で被選挙権の年齢を何歳にするか、こういうことでずっと審議されて、その当時の那政府委員がこういうふうに出てくるわけですね。中間ですけれども、「年齢というものが、なんと申しまして人間思想の円熟さ、分別経験の程度というものを現わすものである以上、これによつてよき意味の保守性というものを「保」とするものであります。このときの審議は、年齢を、衆議院と五歳づけるかつけないかというところが論議になって、五歳の差というものが得られないのではないか、こういう質問がございまして、また続いて那政府委員が、「ほかのいろいろな差別よりも一番明瞭に、第一と第二の差を現わす要素ではないだろうか、また各国の立法例によりまして、いずれも年齢に差を設けておるということは、年齢というものが、さうな働きをするということを現わしておるもの」と思われます。ここで考えますのは、この当時は貴族院議員から参議院という一応の経過があつて、提案者の方は、急激に変化させてはいけなから第二院の参議院の方はある程度の保守性を保たなければいけないという論議が片方あつたようです。それについて私も社会党の先輩は反対したようですが、いずれにいたしましても、私はこのところで申し上げたいというふうに思ひますのは、やはりいまの公職選挙法の衆議院と参議院の被選挙権の年齢の差というものは、こういう経過を通じて法が成立してきている。たとえ五歳でも、こゝで言つておきます円熟さまたは経験の豊かさ、こういうものを求めている。ですから、これ以外にきちつと決まつたものは私はないような気がするんですけれども、それを今度の制度で政党

にそれを一任する、政党が一切それを選んでいく、順位もつける、こういうことですから政党の責任は非常に重くなつてきているというふうな一点思ふのですけれども、しかし、その点が全部政党に一切一任する、こういうふうになつていて、こういう人を出さなんだというものを義務づけていなければいけません。ですから、その点をもう少し明確にしていくなければいけません。いかでか、ふうに私は思ふわけですが、いかがでしょう。

○金丸参議院議員 年齢の点は御指摘のとおりでございます。制定の当初には年齢を四十歳にしたかどうかとか三十五歳にしたかどうかとまで、そういう意見があつたようでございますけれども、五歳だけの開きで三十歳になつた経緯になつておるようでございます。

本当に円熟した、経験の豊富な人を選べということを政党に義務づけるようなこともすべきではないか、そういう趣旨の御質問のようでございしますが、私は義務づけることまで法律でいたしません。これは適当かどうか。わが国の政治を実際に動かしておりますのが政党でございます。私どもは、政党の良識によりまして人選をなさるであらう、また、りっぱな人を選ぶ政党の方が有権者の支持は得られやすくなつてまいるのではなからうか。

それから、御承知のとおり、政党が名簿に登録し得る人は政党に所属しておることは必要でないのでございます。政党外からも政党でりっぱな人物だ、自分の党から参議院に出したいという人は候補者名簿に登録することができわけでございます。そこで、選挙の範囲もそれだけ広くしてございします。私も、私は政党の良識に期待して参議院にふさわしい人を選んでいただきたい、また恐らくは回を重ねるごとにそういう方向になつてまいるのではなからうか、こういう期待をいたしておる次第でございます。

○中村(茂)委員 参議院のあり方ということについてもう少し触れてみたいというふうに思ふわけ

ここに小林直樹東大教授の「憲法講義」という本の抜粋があるのですが、それは「日本における両院制」、その(四)項に「日本国憲法の両院制」というのがあります。その中の一節、一節といつても若干長くなりますが、ちよつと読み上げてみたいというふうに思ふのです。「結論からいへば、憲法が参議院に抑制と均衡の機能を期待していることは明瞭である。参議院に解散がなく、その議員の任期を長くし、より専門的知能を集めて、「理の政治」をおこなふことによつて、衆議院に助言や警告を与える役割が望まれる。」こういうふうな憲法と成立当時の趣旨から先生が規定づけていて、しかしながら今度後段の方ですけれども、「従来までのところ、参議院の実情も、選挙区としての全国区制も、うしろ」といふのは先ほどの趣旨ですけれども、「期待を満たさず、参議院を『小型の衆議院』化する傾向を示しているだけに、この問題は、――もちろん、その背後にある根本問題は、制度の技術的処理によつて解決されることはできないけれども――遅かれ早かれ改善を要するものとなつていゝ。」こういうふうに出ておられます。

私は、これはほんの一節ですからすけれども、全体をながめてみて、この主張というか論理は大体当たつてゐるのではないか、こういう立場に立つてもう一度これを見た場合に、専門的な知能を集めて、理の政治を行うことによつて、衆議院に助言や警告を与えていく、果たしていまの参議院がそういうふうになつてゐるかどうか。先生も、小型の衆議院化してきてゐる、したがつていまの選挙制度についても遅かれ早かれ検討していただく必要があるだろう、こういうふうに指摘しているわけですね。

そこで先ほどの話に戻るわけでありすけれども、確かに政党にその点については一任する、政党は国民、有権者が監視するだろう、こういう言い方ですから、その意味においてはわかるような気がするわけですが、それが今度の拘束名簿式比例代表制によつてこういう人が本當に得ら

れるのかどうかということになると、この下の方で言つてゐる、より得やすい制度にすることが必要だと考える、得やすい制度がいわゆる拘束名簿式比例代表制だ、こういうわけでありす。その選挙一切を政党に任せよ、こういうふうになつてゐるわけでありまして、やはり政党本位の選挙にする以上、先ほども言われておりますけれども、政党らしい政党、これは国会議員が五名とか、四名とか、または立候補者が十名とか、そういう数の問題もそれはありますが、そういう数ではなしに、言い方は悪いのですけれども、政党の質の問題ももつと考へなければいけないのではないかと。質の問題ももつと考へていかなければ、政党に任せ、政党のやることを国民、有権者がきちつと判断していき、それだけではこの制度が本當に生かされて参議院にふさわしい人が出で、参議院の機能が完全に希望しているような方向で運営できるかどうか、こういうことが非常に疑問になつてくるわけでありす。

そこで、この参議院の改革という問題がこれから選挙のほかに一つ出てまいります。その点と、それから二番目には政党らしい政党とはどういう政党か、お聞きしたいというふうに思ふので

す。

○金丸参議院議員 ただいまの小林教授の御見解とか、これに関連しまして先生の御所見と申ししますか、私も全く御同様に感ずる次第でございます。

お尋ねの第一点の参議院の改革の問題でございますが、私も拘束式の名簿をとることにによりまして、選挙制度の面から参議院にふさわしい人が従来よりもより得やすくなるのではないかと、参議院の選挙制度の面と、参議院の機構の改革でございますとか運営の改善の面、この二つの面から参議院の使命が達成できますように参議院の改革を行つてまいらなければならぬ、このように考へておるところでございます。参議院の改革は、各党の御意見とそれぞれの党の参議院におきます執行部の方々、関連いたしまして衆議院を含

めた日本の政党の大きな課題の一つであらうと思
いますけれども、何と申しまして現在参議院に
籍を置いております各党の先生方を含めまして、
私どもが最も今後努力をしましなればなら
ない点ではなからうか、かように考えておるこ
ろでございます。

それから、お尋ねの第二点の政党らしい政党に
ついてでございます。

政党の質ということをたゞいま御指摘になりま
した。私も国民に対して政治の責任を負って
おりますが国の政党といたしましては、質的な
向上を図ってまいりますことが大事な責任ではな
からうかと思ひます。政党らしい政党ということ
を先般来私どもが申しておりますが、この政党ら
しい政党というのはや形式的な意味でございま
して、政党要件を法定いたしますのに、一人一党
ではやはり政党と言えないのではないかと、わが国
ではそういう判決もあるわけでございします。その
政党の法定要件を私どもが考えますのに、その実
態として、わが国で政党らしい政党と言われるの
には国会議員が何人くらいおられたらいいか、過
去にどれくらい得票があったらいいかというよ
うなことを考えたという意味でございします。政党
らしい政党というのを理想的に申しますならば、
先生がおっしゃいますように、今後、政党の量だ
けでなく、政策とか政党の構成員であるとか政党
のいろいろな物の決め方について国民の理解を得
られるとか、そういう質の面の向上が図られてま
いりますことが本当の意味の政党らしい政党とし
て望ましいのではなからうか、私はこういうふう
に考える次第でございします。

○中村(茂)委員 次に、憲法と今度の制度とのか
かり合いについて若干お聞きいたしますが、参
議院の法制局長がお見えになっておられると思ひ
ます、お聞きいたします。

第九十五回の国会の参議院ですけれども、前回
の国会です。五十六年の十月二十一日の参議院の
委員会でお答弁なさっているのですが、憲法第十
三条、いわゆる基本的な人権に対する公共の福祉

による制限の問題ですが、これをずつと見せてい
ただいて感ずるのは、一つの見解であり、先ほど
申し上げましたように、この法案が提案になった
理由の趣旨というものがほとんどこの説明の中に
包含されている、こういうふうな思いいか、もう一
度、本院のこの場でお考えをお聞きしたい、こう
いうふうに思ひまして来ていただきました。見解
をお聞きいたします。

○浅野参議院法制局長 私の現在の考え方とい
まして、あのとき御答弁申し上げましたのと何
ら変わりはないと思ひます。

○中村(茂)委員 最後の方ですけれども、ずつと
見せていただきましたこのところが私にはちよ
つと理解しにくいのです。前の方は省略いたしま
す。この拘束名簿式比例代表制が達成しようとな
る利益こそ国民全体の利益であり、これが公共の
福祉である提案者は考えていると思う、この
「利益こそ」というところが断定的過ぎて私には
ちよつと理解しにくいのですけれども、もう少し
理解できるように御説明いただきたいというふう
に思ふのです。

○浅野参議院法制局長 このたびの拘束名簿式比
例代表制の導入が達成しようとしております利益
というものは二つあるのではないかと、私はこう思
っております。一つは、現行の全国区制が包含し
ております弊害を正して、選挙の公正を確保す
るということではないかと思ひます。それからも
う一つは、国民の政治的意思を忠実に国会に
反映することにあるのではないかと、こう思つてお
ります。

いずれの利益も、全国民を代表する者を選ぶ選
挙がまさに目指しておりますところの利益でござ
いまして、これが国民共同の利益ではないかと、こ
ういうふうな考えをお聞かせいたします。

○中村(茂)委員 もう一点お聞きいたします。
憲法四十三条の關係ですけれども「全国民を代
表する選挙された議員」、これは政党本位で、政
党へ投票するわけでありまして、この四十三条の

「代表する選挙された議員」ということにこの拘
束名簿式比例代表制で出てきた議員が該当するか
どうか、許容されるかどうか、この点についてお
聞きいたします。

○浅野参議院法制局長 確かに拘束名簿式比例選
挙では名簿に投票することになると思ひます。し
かしながら、その名簿には、個人候補者の氏名が
記載されておりますし、さらに当選人となるべき
順位が附されて記載されておるわけでござい
ます。有権者はその名簿を見て投票されるわけ
でございまして、そこで結果的に議員が選ばれる
ということになるわけでないか、こう思つてお
ります。そうでございしますから、こうして選ば
れた議員もまさに選挙された議員ではないか、こ
ういうふうに考えるわけでありまして。

○中村(茂)委員 名簿が閲覧されるし、見るこ
とによって、たつて政党へ投票するけれどもど
れだけが候補者として名簿に載っている、また
その中から当選者も出てくるというところで、こ
の四十三条の許容範囲だ、こういうふうな言われ
る。そうなるからと、やはり名簿登載者の国民
への浸透、それからその人の活動、こういうもの
が非常に重要になってくるのじゃないか。こうい
う人に対しての国民への周知、それが果たされな
ければ、政党に投票して、したがって名簿に載
っているからこれはいいんじゃないかと言つても、
この四十三条の言っている趣旨というものが許容
範囲として生かされないのじゃないか、こうい
うふうに私は思ふのです。

先ほどの十三条の点については、政党のあり
方、任務、それから現在の状況を高く評価されて
いる見解になっているわけですが、今度は
片方、いまの四十三条の方へ来ると、政党は一応
するけれども、その中身が問題なんだ、こうい
うふうに、この二つの関連だけ見れば、片方は政
党を強調している、片方は登載者を強調している、
こういふふうになっていきますから、この関連に
おいて、この選挙制度は政党の責任の重要性とい
うものと、その登載者の国民への周知義務という

ことが非常に重要な課題になってくる、こうい
うふうに思ひますが、この点についてもう一点お聞
きいたします。

○金丸参議院議員 その点は御指摘のとおりで
ございします。私は、あるいは私の期待が理想論なの
かも知れませんが、名簿の作成が回を重ねてま
いっているにつれまして、各党とも党内から広
く人材を求めて候補者にしようというふうなま
いのではないか、実は私はそういうふうな期
待をいたしておるのでございます。

そういたしますと、候補者がいけば内定されて
まいりますと、できるだけ党とされても、東京で
大会がございしますとか、あるいは地方で大会が
ございしますとか、あるいはいろいろな会合がござ
いしますとかいうような際に、その方を党員ないし
国民に紹介する意味で活躍をしていただく。また地
方選挙がございしますから、その応援とか事前のい
ろいろな会合等にもその人が地方にも出ていか
れる。党の機関紙もあるわけでございします。また、
やはり今後の名簿の候補者は国民の関心事でござ
いしますから、各党で候補者が内定いたしますと、
新聞等でも報道され、相当知られるようになって
いくのではなからうか、私はこのように思ひま
す。現在は候補者と団体との個人的つながりで
選挙が行われる傾向が強まっておりますけれども、
今後は各党の支援団体と党との結びつきにその関
係が変わつてまいらなければならぬ。新しい
支援団体と党の結びつきを活用しながら、新しい
候補者も国民にできるだけ事前、名前とかある
いはお考えとか経歴とかが知られるような努力が
政党ごとに必ずなされていく、私はこのように思
つておる次第でございします。

○中村(茂)委員 いまの参議院の欠陥として、金
がかかり過ぎ、組織を持てない者か、それと
もタレント性があるか、そうでなければなかなか
いまの選挙を消化することができない、こうい
う一つの問題点とせずと挙がつてきていたわけ
ですけれども、いまの御説明でこの点が——りっ
ぱな人なら別に排除する必要はないのですけれど

も、そういう意味で排除じゃなくて、欠陥として持っている面の排除が今度の制度で可能なんではないか。

○金丸参議院議員 少なくとも候補者個人が、自分の選挙の準備とか運動のためにお金をお使いになることは非常に少なく、絶無に近いと申すぐらいに少なくなっているのじゃないかと私は思います。今後、候補者に予定されました方が、自分で、あるいは北海道においてになるとか、あるいは沖縄へ会合に出かけになるとか、その支援していただく政党のために個人的に御活躍になる、これはある意味では当然だろうと私は思います。党費でそれをお賄いになる場合もあれば、個人が積極的に自分が負担して、北海道に参りましようとか、沖縄に参りましようとか、講演会に参りましようとか、こういうこともあり得ると私は思いますが、これは、現在参議院の全国区に投ぜられておる費用に比較いたしましたら、とても比較にならない金額の経費になってまいりました。党では、ある程度運動のための経費はかかる、これは当然であろうと私は思いますが、少なくとも個人が使います金は、現在とこの政改案では比較にならないくらい少なくなっている、このように考えます。

○中村(茂)委員 金のかからない選挙とはどういうことかという事です、制度上金のかからないようにして、金のかからないというふうに言うなら、いまのそれぞれの選挙も法定選挙費用という枠があって、その枠ぐらいいはだれも消化できると思うのです。枠内なら金のかかった選挙というふうにだれも言わないと思うのです。ところが、法定内選挙費用というものがあつながら、選挙というものは金がかかってかわらない、事前の運動に金がかかる、こういうふうな言いわけです。すね。だということになれば、全国区の制度をこういうふうに変更してやることもそれは必要かもしれない、金のかからないために。しかし、それ以上に重要なことは、その環境をつくることにより必要なのではないでしょうか。たとえて言え

ば、いま政治資金規正法、この政治資金規正法というものは、私が申し上げるまでもありません、附則第八条で、「この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。」というふうに決めて、施行が五十二年一月一日です。五十六年一月で五年、ことしの一月で六年が経過したわけなのです。ですから、そういう政治資金規正法の一番お金の関係のものになる、こういうところからきちんと手をつけていかなければ、こういう法律だけつくって、全国区は金のかからないようにしましたと言つてもどうにもならぬじゃないか、こういうふうにするうのですが、自治省にお聞きしますが、この検討はいまどうなっていますか。

○世耕国務大臣 お答えいたします。

確かに、この政治資金規正法附則第八条に五年後の見直しを述べているのでございますが、きわめて重要な問題でございます。自治省としまして、これまでのいろいろな公表された資料をもとにしまして、いろいろな分析を行つております。ところが実際、個人献金というものの集まりが非常に悪い、こういう結果が出ておる。いかにしても、この集まり方が非常に思つたようにはいかない。そこで、どうすれば今後個人献金を伸ばすことができるかについて、いろいろ検討を加えていくところでございます。しかも、この附則第八条では、個人献金の方に今後力点を置いていく。一方では、集まらないけれども、附則第八条ではそういうふうな今後の方向をうたつておりますので、実際問題として、政治と選挙にかんする資金を要することも事実でございます。さらに、この個人献金が集まらないとなると、これもまた各政党いろいろ支持母体が違つておりますけれども、現実問題として、政党財政を賄つていくだけの資金が集まつてこない、こういういろいろな矛盾した事柄が集積いたしまして、今後選挙制度の

あり方と一緒に、各党のよつて立つ財政的な基盤をこの政治資金規正法がどういうふうにして、きわめて合理的に現実問題として解決していくことができるか、これを各党の間でいろいろ十分議論を尽くしていただきたい、その上で私どもの方はそれにのつとつていろいろな検討を加えながら考えてまいりたい、こういう時点に立ち至っているところでございます。

○中村(茂)委員 銅点が違うのです。企業献金というのはどうしても政策と結びつきやすい、したがつてそこに汚職という問題が出てくる。ですから、そういう企業献金から個人献金、その政治家を愛し、その政党を愛する人の浄財によつて賄つていく、そういう方向に政治資金規正法も持つていくのではないか。だから、個人の金が集まらないから、困るからこつち側の検討はできない、こういう方向では私は検討の方向が間違つていくというふうに思うのです。注文だけ申し上げておきます。

それから、鈴木総理がいれば鈴木総理に聞けば一番いいわけですが、鈴木内閣が誕生したときに鈴木総理は政治倫理の確立ということを公約いたしました。こういう全国区の選挙は金がかかり過ぎるから今度政党本位のものにしてできるだけ金をかけないようにしよう。先ほども申し上げましたけれども、制度をそういうふうにしていくことも必要ですけれども、やはりその環境、政治の状況、そういうものを正しものにしていける、いけば政治倫理というものをお互いに確立していく、そのことがともになさなければ一つの制度をつくつても無意味ではないかというふうに私は思うのです。たまたま六月八日ロッキード事件の全日空ルート裁判の判決がありまして、この国会、衆議院の場合においても佐藤孝行議員の辞職勧告決議案、これは野党四党が一本になつて勧告案を決議するようにという要求が起きている。議院証言法の改正が議論に上つて、それをまとめよう、その上に立つて証人喚問しようではないか、こういう動きになってきている。いま国

民が求めているのは、そういう問題をめぐつて政治倫理の確立、政界浄化、こういう問題を強く求めている。そういう中で、いま全国区の比例代表制の問題をどういうふうにするかということが議論されている。私は車の両輪だというふうに思うのです。よくことわざに、仏つくと魂入れずということがありますけれども、こういう制度をつくつても魂が入っていないけれどもならない。ですから、その絡みについて、政治倫理の確立についていま衆議院で課題になっている政界浄化の問題について、総理に聞けばいいわけですが、けれども、いま申し上げたようにこの法案と無縁ではない。いま私が申し上げた意見について提案者の考え方を伺したいと思います。

○金丸参議院議員 政治倫理の確立は、今日、私も国会に籍を置きます者として国民の要望も強いと思ひますので、できるだけそれにこたえるような措置が行われていくことが最も望ましいと思つております。具体的にこれをどのようになさるかは政府並びに各党の執行部等におかれまして真剣にお考えになつておられることと思ひますので、これ以上のはきはし控えたいと存じます。私は国民の要望に対して本当に誠実にこたえなければならぬといふ重要な課題であると思つております。

○中村(茂)委員 この点については委員長にもお願いしておきたいというふうに思うのですが、繰り返しません。先ほど申し上げましたようにこの法案といふ課題になっている政治倫理の確立、政界浄化、こういう問題については両輪だというふうに思うのです。ですから、そういう課題を抜きにしてこの法案を一方的に上げるというわけにもいかない。ですから、そのことを頭の中に入れて、できればその絡みについて理事会などで御相談をいただいて、しかるべき措置をとつていただくように。回答を聞かなくてもいいです。これは私の願いですから、委員長に申し上げておきたいというふうに思ひます。

○久野委員長 よく承りました。

ございますから、一号と二号に該当するものは明確にその時点でございますけれども、三号はそのと

すね、そういう保証は私はないと思うのです。ですから、全く区別のしようもない同じような政党が出てきたという場合に、何らか類似事項をとめるという変更させるというか、そういう道を考えておいた方がいいのじゃないか、こういうふう
に思うのですが、その点はどう全然考慮の必要はないですか。

の選定の義務的なものを与えたらどうだということと言ったのですけれども、義務は無理だとすれば、ある程度のものでやはり選定基準というものを届けさせる。そして公報などについて、まずそういうものを一定の規格の決まったもので出させて、そういうものを前提にして登載者を載せていくとか政策を載せるとか、そのところが今度の

政党内部に介入するような可能性が出てまいりますので避けた方がいいのではなからうか、私どもはこういうふうに考えております。

○中村茂委員　私は、その点については、政党への介入にもならなければ何ら差し支えないと思う。中身がどうということではなしに、その党が自主的に決めたものを、ただ周知するために一定

の枠内で届け出て、それを周知して、それに基づいて登録者のこういう人が出てきたんですよ、こういう周知をするわけですから、先ほど憲法問題のところでも、登録者がちゃんと周知されて、政党に投票するけれどもその人が当選人となって議員になってくるんだから憲法四十三条にも容認されるんだ、こういうことがあったけれども、やはりそれは政党へするけれども、並んでいる登録者のこういう人という関連の中で憲法問題も消化されていくわけですし、それから登録者について、ただ名前だけ羅列したきりではだめなんです。やはりこの党はこういう考え方でこの人を選んだんだというものが周知されるわけですから、その項目の中に、基準の中に何と何を入れないといけないというのを政党に押しつけていくわけじゃない。だから、これはいまにわかにならぬという方法でいきますというのを言いかねると思えますけれども、御検討をいただきたいというふうに思います。

そういうことをさまざま考えていくと、当面は小会派の問題がありますから、社会党もこのそれぞれのア、イ、ウの項について緩和措置の案を出しているわけですが、私は、将来に向かつては、こういう政党要件なりについてはもっと強化していくべきだという考え方を持っています。暫定的にはもうやむを得ないと思えます。しかし、これが将来にわたっては、やはり政党というもののについては、政党らしい政党、そういうところから候補者を責任を持って出していく、こういうふうにならなければならぬというふうに思うのです。ですから、何回か繰り返すようですけれども、当面は緩和措置をとったいろいろなことにしても、将来の方向としては政党要件については強化していく、私はこういう考え方を持っているというのを申し上げておきたいというふうに思っています。皆さんの方はどういうふうにお考えでしょう。

○金丸参議院議員 政党要件につきましてはいろいろお考えもありかと思えますけれども、私ども

もは現在のわが国の政党の実情からいたしまして五人、十人、四割の程度が妥当ではなからうか、かように考えておるところでございます。社会党の案につきましては私どもの見解はすでに述べておりまして、御承知のことであらうかと思えます。経過的な措置として考えること、また十年、二十年先のわが国の政党のあり方についての考えと、いろいろございましょうけれども、将来の問題は今後研究を重ねてまいったらよろしいのではなからうか、とりあえずの問題につきましては、現状を踏まえまして、私どもも実情に即して皆様の御審議をお待ちするのが適当ではなからうか、かように考えておるところでございます。

○中村(茂)委員 ずっと御意見を聞いてきたのですけれども、拘束名簿式というふうな言うよりも党東名簿式と言った方がみんなとくるとるのじゃないかと思うのです。拘束の拘を党にして党東名簿式というふうなやつの方が、拘束って何だ、どこで拘束されているんだ、これはもう政党本位の選挙で、党東名簿式というふうなやつの方が名からわかってくるような気がするのですが、それは私の意見ですから、別にあなたの意見を聞く必要はないのです。

この登録者の有効期間が六年ということですね。そこで欠員の補欠の場合に六つて六年というところで、先ほどもありました、三年にしたらどうだろう、いままでも三年ではなかったか、こういうことで、私もこの三年という意見は持っているのです。というのは、先ほどの答弁を聞いていますと、三年後は欠員になってしまつてそのままだ、こういうことですね。しかし欠員ということではなしに、そこで三年ごとに選挙が行われるわけで、登録者がいるわけですね。前の選挙じやなくてそのときの選挙に登録者の名簿がちゃんとできるわけです。ですから、三年で無効にして、それでそのところの今度三年で選挙をやつた登録者のところでやればよいと思うのです。しかし、その際に、その政党が、または政治団体が次のところへ全部出るという保証はないわね。

出なくなる、そうなるって欠になった場合、それを適用するといつてもするところがないという問題が出てきますね。しかしその際は、有効期間は三年にして、そしてその次の三年間はそれのときの選挙の登録者のところへ有効として持つていくとして、その欠になったときの割り当てはドント方式に基づく、いわゆる五十から五十一のやつが、ドント方式でいけばそのところへ回つてくるわけですから、前の政党の欠じやなくてそのときのドントの欠のところへ持つていって、そのときの登録者に補充されていく、こういう制度を確立すれば三年でいいのじやないか、こういうふうな思うのですが、いかがですか。

○松浦参議院議員 先ほどお答え申し上げましたように、今度の選挙で社会党が議席配分を十受けたとすると十の議席を選挙から六年間社会党さんに国民が与えたのだ、こう考える、それが一番自然な考え方だろうというところで繰り上げ補充期間が六年にいたしましたわけでございます。三年というお説もございまして、また、ただいま丁寧な御説明がございましたが、実はそうはならないのでございまして。たとえば来年、五十八年に選挙をやつたといつたしましう。五十八年に選挙を行つた三年間繰り上げ補充を認めるといふことになりまして、六十一年度の間の欠員ができた場合繰り上げ補充になるわけでございます。ところが、六十一年度の選挙以降に欠員が生じた場合、六十二年に欠員が生じた場合には、次に選挙をあわせてやるのは六十四年にしかないわけでございます。したがって、どうしても二年間は欠員になってくるのでございまして。したがって、重ね合わせて、五十人に一名、二名を加えて、あわせて選挙をやつたらいいじやないか、六年議員と三年議員の選挙をやつたらいいじやないかというところは、現実の問題として理論的に成り立たなくなつてまいります。どうしても欠員が生じてしまふ。そういう意味をも含めて六年の方がよりベターではないかという考え方をとつたわけでございます。

もう一度申し上げます。

五十八年に選挙を行いました。そこで当選人にはならないで次順位に名簿に載つて残つておつた。そうすると六十一年度の選挙の間になたか亡くなった場合にはこの方が繰り上げ上がります。先生三年とおっしゃっているわけですから三年までいいわけでございます。ところが三年を過ぎてから死んだ場合には、繰り上げ補充を認めなければこの人のあいてしまつた欠員分というのは、次は六十四年にしか選挙が行えない。もう三年後の選挙は済んでしまつておるわけでございますから、だから私は技術的に不可能だと申し上げざるを得ない、こう申し上げております。

○中村(茂)委員 私の言っているのとすれ違ひがあるわけだね。私の言っているのは、六十一年に選挙をするのじやないかと思うのです。そのときに同じ登録者の選挙を、六十一年から六年ですけれども、いづれにしてもそのときの選挙の登録者名簿がきつとでき、当選者のところまでいってその後も登録者として残るわけでしょう。だから、それを有効とすればいいと思う。ただ、矛盾するのは、そこを六十一年から向こう六年ということで登録したのが、欠員になったときから六十四年の三年以内のところしか任期はなくなつてしまふという、同じ登録者でも、六十一年度の登録者を活用すれば、だけれども、私は決め方によつてそういう方法ではできるのじやないか、あえて欠員でもつていかなくてもいいのじやないか、こういうふうな言っているわけですね。

○松浦参議院議員 ちょっと私が誤解しておつたようでございますが、こういうふうにとつてよろしうございませうか。

五十八年の選挙で当選しないで名簿に残つておつた者がおります。次の六十一年度の選挙までの三年間に死ねば名簿登録者を繰り上げます。ところが今度、五十八年の選挙で当選した者が六十一年度以降に死んだ場合には、六十一年度の選挙で上がらなかつた当該政党を上げたらいいじやないか。だとすると、これはちよつと選挙のつながりがつかなくなると思います。その方はそのときの投票

を受けているわけではございませんから、これはどうしてもつながらない、理論的に無理だということになるのではないかと思います。五十八年の選挙でその人は名簿に載っているというところを前提に選挙の洗礼を受けたわけですから、それが別の選挙で洗礼を受けた人がその欠員に上がつていくというのは、これは全くおかしい、理論的に筋が通らない、こう思います。

○中村(茂)委員 これは六年ということと三年以内の補欠だけということとは理論的にはつながらないことは私も承知しているものであります。しかし、そのことを事前に周知し、承知して登載者になつていて、欠になつた場合には、そうなるのだということになつていけばそれでいい問題じゃないでしょうか。いままでの選挙の方法でいけば、六十一年のときに欠になつていけば、このときの選挙にあわせて三名欠なら五十名までは六年議員、三人は三年議員、こういうことで補欠をやつたわけでしょう。選挙をするときから、こういうふうになつた場合には三年以内の議員になるのですよ、そういうことが法律で定められ、周知されていけばいいことじゃないでしょうか。

○松浦参議院議員 法律に定めればできないとは私は申しませんが、選挙が全然違う選挙でございまして、それを結びつけてしまうのはどうかと思うわけでございます。

それともう一つは、仮に先生のお説のような考え方をとりましますと、これは非常に奇妙な事態が起つてまいります。五十八年の選挙で名簿に載つておつた、その人と、今度は六十一年で当選をしないで名簿に載つておつた、この人は五十八年の欠員が生じて上がれるし、六十一年の選挙に欠員が生じて上がれるという形がついてきてしまいます。これはやはり選挙制度としてはちよつと理屈が通りにくいかと思ひます。

○中村(茂)委員 くだわるようですけれども、先ほどの委員の方も言つておりましたけれども、恐らく六年の間に相当変わらぬと思うんですね。恐らく登載者名簿に載つてゐる人は、三年たつたと

きに、三年後までの登載者で、三年後は消えるかもわからない。——私の言うこととわからないですか。五十八年のときに登載者になつた。それで当選者が何名まで決まってきた。しかし登載者としてまだそのときに当選人にならなかつた。それで今度は六十一年が次の選挙ですから、そのときに登載者で残つた人がまた六十一年の選挙の登載者に残る場合があるでしょう。その場合には、もう次の補欠と言つてみて人間はいなくなつていくわけだね。そういうふうに登載者から漏れていく人が相当出るのじゃないかと思うんですね。だからその点についてはやめてみなければならぬ。けれども、六年間登載者になつたまま補欠を待つて残つてゐるという人は少ないんじゃないでしょうか。

○松浦参議院議員 当選をしないで名簿に載つておる者は候補者でも何でもございせん、この前の議論でございまして、ほかの選挙に立候補することも可能だし、いろいろな道があるわけでございます。五十八年の名簿にも載り六十一年の名簿にも載るということは可能でございます。両方載つておるわけですから、これは可能でございます。しかし六十一年の名簿に載つたからといって、五十八年の名簿から削られるわけではないのでございまして。当然残つておるわけですから、五十八年のどなたかが当選者の欠員が出た場合にはこつちで上がります。こつちが出ないで、六十一年の当選者で欠員が出た場合にはこつちで載つておるといふことで上がるわけでございます。それぞれ国民の信任という形で選挙の綱をくぐつたかぐぐらないかということで御判断をいただくわけでございます。

○中村(茂)委員 五十八年のところで登載者に載つて当選人が出てきますね。あと残された人が登載者として名簿に残つていくわけでしょう。その人が六十一年に今度立候補するといふか、その政党で六十一年の選挙に六十一年の選挙の登載者として載せる。それで今度は残さないで当選順位の中に入つて当選したという場合には五十八年度

は必然的に消えてしまふわけでしょう。

○松浦参議院議員 そういう場合には名簿を抹消するといふ制度はございせんけれども、片一方で参議院議員になつておられますから、もうその人は繰り上げてもらふ資格がなくなつて次順位の者が上がる、こういうことになりまして。

○中村(茂)委員 ところが、当選の順位に入ればいいけれども、六十一年もまた順位から外れて登載者にだけ残つてしまつたということになると、両方へ残るんですね。

○松浦参議院議員 ちよつといふ答弁に誤りがございまして、五十八年の名簿に載つておつて当選をしなかつた。そして六十一年の名簿に載つて当選したという場合には選別の道が開かれておりまして、こちらの当選した方について五日の間に職を辞する旨の届出をしない限りはこちらが生きてくる、そういう形になると思ひます。選別の問題になろうかと思ひます。これは現行制度でも全く同じ考え方をとつております。

○中村(茂)委員 そうすると、いま申し上げた、五十八年度で当選しないで登載者で残つた、六十一年にまた当選されて選挙に立候補した、また順位が後ろの方に並んでゐるために当選しなかつた、登載者として残つたといふことになると、新しい方が優先されるのですか、それとも両方残つてゐるのですか。

○松浦参議院議員 両方とも生きておるといふこととございまして。そして、どちらの現職議員が亡くなるかによつて決まつていく、こういうことにならうかと思ひます。両方とも生きてゐるといふことです。

○中村(茂)委員 何かキツネにつままれたようなもので、検討の余地があるような気がいたします。特に、両方へ残るというのには納得できないような気もしますが、そういうふうになつてゐるといふ説明ですから……。

次に、供託金について、この制度は、いへば二十名登載者を出した、それで十名が当選した、それと十名に二倍して、没収される者はゼロ、

こういう計算ですね。

○松浦参議院議員 そのとおりでございます。

○中村(茂)委員 この当選人の二倍といふことはどういふ理論的な、合理的な根拠があるのですか。

○松浦参議院議員 個人の選挙の場合のように法定没収点といふものが制度的に考へ得られませんが、そこで名簿登載者数と当選者といふものの結びつきを考へて没収点を新しい制度として考へたわけでございます。その場合に、先ほど申し上げましたように私も二倍が一番常識的な線だろうと思つて決めましたけれども、それについて数学的な根拠といふものは別にございせん。二倍が適当ではなからうか、こういうことで決めました。

○中村(茂)委員 これは恐らく理論的な根拠がなしに、いへば大体自分の党でいままでの実績からして十名程度は当選させたい、したがつて倍ぐらゐな登載者を出さうといふのが常識じゃないかといふふうな判断したわけですか。それで、それ以上出しておくとその分については没収される、一つの考え方だといふふうな思ひますが、そういう当選人の倍にだつたといふ考え方、したがつて五十名定数満杯に出しておけば二十五名当選しなければ没収される面が出てくる、こういう計算ですね。ですから、そのところが、自民党さんの考え方二十五名ぐらゐ当選させたいといふこととそういう計算になつてきたのかどうか私は知りませんけれども、そういう物の考え方、定め方がこへ一つ出てきたわけですね。

それで、片方では名簿に登載者として載せる場合には自由、定数いっぱい載せることができる、どんなにうちのところは五名かなと思つても登載者だけは五十名目いっぱい載せることができる、それから、後にもまた申し上げたいといふふうな思ひますけれども、選挙活動の中では二十五名を超える者については二十五名といふことで選挙活動の内容は対処していく、一貫してなくてみんなばらばらのような気がして、このところがやはり

そういうことをいろいろと検討し考えていった場合に、また前に戻るようですけれども、登載者の制限というものを私は考えた方がいいんじゃないか。登載者は定数いっぱいですけれども、それ以内で自由です。少なくとも、一つの案ですけれども、半数に一名加えて二十六名にするとか三分の一にするとか、やはり一党の大政党、強力政党がこういう制度を通じてますます広がっていくというところは議会民主主義の面からしても私は好ましいことではないというふうに思うのです。ですから、いま申し上げたような供託金の没収というような面、それから選挙活動で二十五名を超えるという面、それから必要じゃないか、こういうふうにお考へですけれども、その点はこういうふうにお考へしようか。

○松浦参議院議員 私どもいろいろ検討いたしましたけれども、登載者の制限というところは、政党らしい同じ列に並んでいる政党で差別をつけることはどうか、だから定員いっぱいまでは法律的には可能なんだということを法律の中に明示をする、こういう考へ方でございます。

あとは繰り返して申し上げておりますように、選挙戦略と申しますか選挙戦術と申しますか、それぞれの党におかれてわが党はどの程度当選できそうか、その倍以上載せると供託金の没収があり得るぞということを念頭に置いて名簿登載者の数をお決めいただく、こういうことになろうかと思っております。それによって、いわゆる名簿登載者がむやみやたらに多くなるとか、非常に売名的な要素を含んだ名簿登載になるとかいうことをこれで防いでいこう、こういう考へ方でございます。

それから、大政党についてどうも有利じゃないかということでございますが、わが自民党では前回の選挙では二十一名、大休十八、九名くらいは当選者を出しておるわけでございます。いままでの制度によりまして大体比例代表的な結果が出ておるようでございますので、仮にわが党が二十

名とれるという前提で四十名立てたといいたしますと、選挙運動の方も四十名まで実ししておきたいのでございます。党利党略から言えばそうなると思うのでございますけれども、それでは余りにいけないだろうということで、二十五名以上は幾ら出しても量は同じだということにわが党は遠慮した、そういう気持ちで二十五名で頭打ちにするということを考えたわけでございます。

○中村(茂)委員 次に、選挙運動の方ですけれども、選挙区、現行の地方区ですけれども、地方区と言った方がわかりいいから地方区というふうに言わしていただきますが、地方区の「選挙区」に係る選挙運動が、公職選挙法において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることができるもの」といいたしたいということは、いままでの言い方でいくと、全国区と地方区があつてそれぞれ選挙法上の態様においてそれぞれ応援の選挙はできなかったわけですね。それを今回この改正をすることによって地方区の方がいえば全国区の方の比例代表の方だけを、その態様の枠内ですけれども選挙運動できる、こういうふうにした理由はこういう理由なんでしょうか。

○松浦参議院議員 名簿を提出した政党に属する選挙区選挙の候補者が自分の選挙運動において自分の所属している政党の得票のために選挙運動をするということとを禁止することはむしろ不自然じやなかろうか。たとえば地方区に私が立候補いたしておりまして、私に投票してください、あわせて自民党もよろしくお願いします、こういうのが自然な姿だろうと思ひます。そういう意味でわたることを妨げない、それは禁止をしないんだということにいたしましたわけでございます。

○中村(茂)委員 しかし、今度は比例代表の全国区の方は地方区の方をすることはできないですね。○松浦参議院議員 私が仮に名簿に登載されておりますといたしますならば、先生の選挙運動として許された態様の中で私が運動員として応援演説

をするとかいうことは一向に差し支えない、こういうことにならうかと思ひます。

ただ、名簿登載者であるがゆえに全く先生の個人的な選挙運動とかけ離れて別個にやってしまうということとは法律上当然認められておらない、こういうことだと思ひます。

○中村(茂)委員 確認団体としての政治活動はいままでの選挙もそれだけでできたわけですね。自由にいまでもできるわけですが、今度は、地方区という言い方をしますが、地方区だけが確認団体の枠を超えて自分の選挙をやりながら比例代表の全国区の選挙ができるわけでしょう。だから、それは確認団体としての選挙活動と境がわからないわね。どこどころがこの境になつていくのか。その区別というか境はどういうふうに判断するので

○松浦参議院議員 選挙区の候補者が比例代表の選挙にわたることができるようにはいまお尋ねのとおりでございます。

政治活動におきましては、政治活動と今度の政党選挙における選挙運動とは非常に境が分明でなくなつてまいりますので、確認団体として許された政治活動の態様の中でわが党に投票してくれということと言つても差し支えない、こういうことにいたしました、わかりやすくいたしましたというふうに御理解をいただければ結構だと思ひます。

○中村(茂)委員 ということは、同じに選挙をやるから、しかも政党で選挙をするわけですから、政党名を言う。そういう政党活動が日常なりという選挙のときの、今度普通言う政治活動というのもその政党を対象にして選挙運動をする、その境目がわからないから地方区でやるようにしたんだ、こういう説明ですね。ということになると、衆議院なりそのほかの選挙の場合には許されないわけですから、いままで許されていなかったんですが、ダブル選挙というものは裏を返せばしてはいけないということですね。

○松浦参議院議員 参議院の選挙は比例代表区と選挙区の選挙が一緒に行われますからそう考へる

わけでございます。衆議院の選挙がそれにダブるかダブらないかはこの制度とは全く別の問題、ダブった場合にどうなるかは現行の制度で判断をしていく、こういうことにならうかと思ひます。

○中村(茂)委員 一緒にやるから比例代表の方をできるようにするというのはですから、衆議院の方も一緒にやるようになったらできるようにしておいたらいじやないですか。

○松浦参議院議員 現在の確認団体の政治活動でも、地方区、選挙区の選挙につきましては特定の政談演説会等の場合以外を除いては候補者などの名前を出せないようになっていたわけでございます。その点は改めておりません。したがって、衆議院選挙がダブつたとしても、先生の名前を確認団体の政治活動の中でやることは当然それと同じで許されないということでございます。別に不分明になるとは思ひません。確認団体としての政治活動として許された態様の中で、比例代表の選挙区、すなわち政党に御投票ください、これだけ

はできるということでございますから、不分明になることはない、また矛盾もしておらない、こう考へております。

○中村(茂)委員 先ほどの委員の方も危惧を申し上げていましたけれども、比例代表の選挙は政党本位の選挙で、政党の名を売ってわけですね。政治活動も、候補者の個人の名前は別にして、政党の名前を言うことについては許されているわけですね。だということになると、金のかからない選挙というふうに言っているけれども、金持ちほうんと金を使うということになるのじゃないでしょうか。

○松浦参議院議員 現在でも原則として政治活動は自由でございます。現行法と何ら考へ方は変わっておりません。御理解をいただければ結構かと思ひます。

○中村(茂)委員 制度は変わっていないけれども、政治活動というのは候補者の名前を言うことは禁止されているわけですが、政党の名前で選挙ができる——選挙できるというのはいかぬ

たということになると、私は二つの問題が起きてくるんじゃないかというふうに思うのですね。

一つは、やはり政党独自の規制の問題だということに思うのですね、一点は。政党内で金品のや

りとりをしてそういうものが起きるといふことは、政党内の問題である以上、政党内でそれは対

処していく、こういうふうにならなければ、警察権力の政党への介入の道を開くのではないか、こ

ういゝ問題が一つ出てくるというふうに思ふので
す。

それからもう一つは、やはりそういう問題です
から、いままで事例がないわけじゃない。ちょう

どいま申し上げた地方自治体の議長に対して、党内の同僚に対して金品をやる、これは刑法上のい

わゆる贈収賄罪、こういうふうになるわけです。

とにする、こういうふうになっているわけですね。ご上すれば、公選去土これを取り上げて簡則

を設けるのではなく、地方自治体の議長のように

こういうふうに思いますので、これは削除するこ

とがいろいろないか、いろいろあるに思ふので
すが、いかがでしょう。

国会議員も公務員でございますけれども、国会議

員としての権限の行使に關さなければならぬ。い
 けでございまして、これは党内で金のやりとりが

おつたとしても當然刑法上の収賄罪には該當して
こない、こういうことになるかと思ひます。そ

第一点の方は、政党の中の問題として処理すれ

はいいいじゃないかというお考えのようでございますが、それは全く一つの考え方だと思います。私

どもも政党は悪をなさず、良識ある政党ばかりであるという前提で考えますけれども、やはり国民

の側から眺めた場合に、国民の信頼を担保するといひましょうか、そういう意味で、こういうこと

は万々起つては困ることだし、起り得ないと思つておりますけれども、一応こういう形で公正

1111

名簿の選定、順位の決定が行われるように考えた方がよいのではないかと、この選定罪というものを設けたわけでございます。

○中村(茂)委員 繰り返しませんが、いまのことについて法務省はどういうふうにお考えですか。

○龜山政府委員 先生も御承知のとおり、刑法上の贈収賄罪の主体は公務員等となっております。またそれが公務員の職務に關して金品が贈られる、こういうことが要件になっております。その職務といふのは、要するに國または地方公共団体の事務、こういうことになってゐるわけでございまして、このたびの法案におきまして選定とか順位の決定と申しますのは、これは國、地方公共団体の事務といふことの性質ではございませんで、やはり各政党等の内部におきまして行はれるというふうに理解することができようかと思はれます。またまたその選定機關の構成員が公務員の方であつたといひましたも、その職務に關してやつたといふわけにはちよつとまいらないだらうと思はれますので、刑法上の贈収賄罪がそのまま適用になるということにはならないのではなからうかと思はれる次第でございます。

○中村(茂)委員 刑法上の贈収賄にはなじまないといふことですが、しかしいづれにしても政党内のことなんでしょうね。政党内のことでは政党内の者に、または順位をつける、それは政党内に任されてゐるわけですね。そして、それに対して、その決定をするいわゆる権限者といふか、そのところへ金品で自分をどういふふうにしていくといふことだと思ふんです。それが外部への罰則といふことになるのですが、それは刑法上の外部でつけられ、いづれにしてもそういうものを通過して、党内のそのところに警察権力が介入するといふ形が出てくる。だから、順位を決める、登載者にする、選出する、そのところが公選法上の措置かどうかといふことだといふふう

私に思ふ。それは党内のこと、公選法上の外だ、そのところまでは。載つてからは、もうこれが公表されてからは公選法上の問題だけれども、それでよい。いままでの選挙だって公選とか推薦とかいろいろありますけれども、推薦、公認、それは自由ですよ。その党で決めるわけですよ。全くそれと同じ行為であつて、そのところへ登載されて公になつてから、または選挙になつて、公示して、届け出る。そうなるので公選法上の問題が出てくるんじゃないか。だからこの行為を公選法上の罰則に入れるのは不適当じゃないか、こういうふうには思ふのでございまして、その点はいかがですか。

○松浦参議院議員 先ほど申し上げておりますように、刑法上の収賄罪には該当しない、政党内部の問題として政党内で処理すればいいじゃないかというお考えもありだと思ひます。しかし、名簿にだれを登載するかという手続は当然に政党内のものを信用して公正に行はれるものだという前提でこの制度は成り立っているわけでございますから、有権者である國民の信頼にこたへるために、万が一にもこういうことは私どももなと思ひておりますけれども、そういうことのないことを願うがためにこういう規定を入れたのだといふふうに御理解をいただければ幸せだと思ひます。

○中村(茂)委員 御理解いただければ幸せだといふけれども、幸せにならないのだよ。私はいま、繰り返すようにですが、これは党内の選挙行為であつて、任されておるのだから、順位をつけるのも党内の自主的な選挙行為であつて、それが届け出て初めて登載者として世の中に認められるようになってから公選法上の適用といふふうになつていかなければ、警察権力を党内に許す道だけを残してしまふ、こういうふうには思ひてしまふがよいのです。

法制局長来ておられるけれども、法制上私の言つておる、それが届け出るまでは党内の行為じゃないか、届け出て初めて公選法上の対象になつてくるんじゃないか、そのところの区別の辺はどういふふうにお考えですか。

○淺野参議院法制局長 選定手続は確かに形式的に眺めてみまうと公選法上の手続ではない、こう考えられますが、その実質が公選法に非常に影響を与える行為でございまして、その実質を御判断になつて罰則を適用されることにされたのだ、こういうふうにお考えでございます。

○中村(茂)委員 でも私はこの点納得できません。私は何回か繰り返しますが、届け出て公になるまでは党内行為だと思ふのですよ、それは一任されてゐますから。そのところまで公選法のところに罰則を設けて入れていくということについては納得できない。ですからこれも将来の検討事項の一つとしておいていただきたいと思います。将来といふのはこの法案をやつていく中で、そこに持つていく、そういう意味じゃないかと。

それから次に時間もわずかりますけれども、簡潔にお聞きしたいと思ひますけれども、定数は正の問題です。参議院のいままでの定数は正の経過を見ていきますと沖繩の復帰の問題に絡んで沖繩に二名増員してゐるだけで、したがって全国区は創立当時から百名、地方区は百五十名のところを二名ふやして百五十二名、こういうことですね。それから正の問題が不正だといふことで取り上げられて裁判になつて、いままでずっときたのを見ますと、いままでの四十六年六月の参議院の通常選挙、このところまで何件か出ていますけれども、最高裁を含めて大体合意ですね。それからいま五十二年七月の通常選挙で三件、五十五年の六月の通常選挙で一件、それぞれ係争中、一番新しいのについてはまだ出ていない。一件はあれですが、大阪でこれも高裁ですね。最高裁まではまだ出ていない。衆議院の方は違憲がそれぞれずつ出てきてゐる。こういう中で、しかし衆議院ほどではないけれども、格差の出でゐることは間違いない。こういう段階で前からずっと論議してきてゐるわけでありまして、自治省としては特に参議院の地方区の定数は正といふか定

数問題についてはどういふふうにお考えですか、お聞きしておきたいと思ひます。

○世耕國務大臣 御指摘の点に關しましては、衆議院の場合は五十年に定数は正を行つておられます。それから、その次の判決は五十二年だったと思ひますが、これは合憲といふことだったと思ひます。その際に、ただ逆転現象について判決は觸れておりまして、この点が今後かなり定数は正に尾を引く、關係のある部署だと思ひます。

参議院の方の地方区だけに限定して申し上げますと、参議院の地方区の定数は正といふのは、各選挙区がほとんど偶数になつておまして、これをふやして奇数にするとはまず不可能である。それから、ふやすとすれば偶数になつてまいります。それから、減らすとしますと、これは偶数を減らして奇数にするといふのも、これもまた非常に不可能でございます。こういういろいろな隘路がございまして、知恵を盡してもなかなかいい案が出てこないのでございますが、これは選挙制度にかかわる非常に基本的な深い問題でございまして、各党のいろいろなよつて立つ基礎が違つておられますので、これまでも定数は正に關しましては各党間で論議し尽くした上では正をなされておられますので、今後ともやはり政党内でいろいろ審議を尽くしていただいて、十分に話し合つていただいて、その合意に基づいて行はれていくのが最も民主的であり、現実的であるのではないかと、このように考えておまして、われわれはそれを基準にして今後対処してまいりたい、このように考えているものでございまして。

○中村(茂)委員 終わります。

○久野委員長 次回は、明四日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十分散会